

別海町障がい者計画（第4期）

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
別海町

目次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 近年の国の動向.....	4
3 計画の位置付け.....	14
4 計画の期間.....	15
5 計画の策定体制.....	16
6 計画における障がい者の定義.....	17
7 「障がい」等の表記について.....	18
8 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	18
9 「重層的支援体制整備事業」について.....	18
第2章 障がいのある人の状況	21
1 各種障がい者手帳の所持状況.....	21
2 身体障がい者.....	22
3 知的障がい者.....	25
4 精神障がい者.....	27
5 発達障がい者.....	29
6 高次脳機能障がい者.....	29
7 難病患者.....	29
8 児童生徒数.....	30
9 障害支援区分の認定者数の推移.....	32
10 手当て等の受給者数.....	33
11 公共施設のバリアフリー化.....	34
12 意識調査（アンケート）について.....	36
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念.....	59
2 基本目標（施策展開の基本方向）.....	60
3 施策の体系.....	61
第4章 施策の展開	65
<基本目標1>日々の暮らしの充実を支えるまち.....	65
<基本目標2>社会参加に向けた自立を支えるまち.....	73
<基本目標3>共に支えあう共生のまち.....	80

第5章 障がい福祉計画	87
1 第7期障がい福祉計画の成果目標	87
2 障がい福祉サービス等の推進	96
3 地域生活支援事業の推進	108
第6章 障がい児福祉計画	121
1 第3期障がい児福祉計画の成果目標	121
2 障がい児支援の推進	123
第7章 計画の推進にむけて	129
1 計画の推進体制	129
2 計画の普及・啓発	129
3 庁内推進体制の強化	129
4 広範囲な連携強化	129
5 人材の確保・質の向上	130
6 計画の進行管理	131
資 料 編	135
1 障がい福祉サービス事業所等一覧表	135
2 別海町障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会設置規則	137
3 別海町障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会委員名簿	139

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨



別海町では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成29年3月に「別海町障がい者計画(第3期)」を策定し、「障がいのある人もない人も 一人ひとりが輝く共生のまちの実現」を基本理念とし、障がい者施策を推進してきました。

また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、令和3年3月に「第6期別海町障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んでいるところです。

国では、発達障害者支援法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の改正など、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法は、平成28年に障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行うため、令和4年に障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため、それぞれ改正されました。

また、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った障がい福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

現行の「別海町障がい者計画(第3期)」、「第6期別海町障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」が令和5年度に終了することから、このような国の障がい者施策の動向や、別海町の障がい者の現状と課題を踏まえるとともに、国の基本指針及び近年行われた障がい者制度改革に基づき令和6年度を初年度とする「別海町障がい者計画(第4期)、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を新たに策定するものです。

2 近年の国の動向



(1) 法制度の動き

■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の施行(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課された。また、市町村の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障がい者虐待防止センター」が設置された。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行

①(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

②(令和3年5月制定、令和6年4月施行)

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることが規定された。

■障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の改正

①(平成25年6月制定、平成28年4月(一部平成30年4月)施行)

雇用分野での障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から障害者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。

②(令和元年6月制定、令和2年4月施行)

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体での障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)の施行

(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域で成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正**(平成28年6月制定、施行)**

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備(保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性)などが規定された。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の改正**①(平成28年6月制定、平成30年4月施行)**

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年12月制定、令和6年4月施行)

障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等が規定された。

■児童福祉法**①(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)**

障がい児支援のニーズの多様化(重度の障がい児、医療的ケア児など)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年6月制定、令和6年4月施行)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が規定された。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)の施行**(平成30年6月制定、施行)**

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正**(平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)**

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組みの実施に当たり、「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」に資する旨を明記した。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の施行

(令和元年6月制定、施行)

視覚障がい者等(視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことを目的として制定された。

■障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

(情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行

(令和4年5月制定、施行)

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された。

■医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)の施行

(令和4年6月制定、同年9月施行)

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である「医療的ケア児」を定義し、医療的ケア児とその家族が、適切な支援を受けられるよう、国、地方自治体や、保育所、学校等の設置者等の責務が定められた。

(2) 第5次障害者基本計画概要

① 障害者基本計画(第5次)の位置付け

位置付け： 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画(障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき策定。)

計画期間： 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

② 障害者基本計画(第5次)の基本的考え方

基本理念： 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

基本原則： 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③ 各分野に共通する横断的視点

ア 条約の理念の尊重及び整合性の確保

- 「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画することとし、障害者の意見を施策に反映させることが求められる。その際、障害者の社会参加は、障害者の自立にもつながることに留意する。

イ 共生社会の実現に資する取組の推進

- 障がい者が経験する困難や制限は、障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点に照らし、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進める必要がある。社会的障壁の除去にあたっては、障害者の参加を確保し、障害者の意見を施策に反映させるとともに、障害者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が協力して取組を進めていくことが重要である。そのためには、人的支援等による環境整備と、合理的配慮の提供を両輪として障害者のアクセシビリティ向上を図ることが重要であり、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。
- 障害者への移動支援や情報提供、意思疎通、意思決定支援等様々な場面で、新たな技術の利活用について検討を行い、積極的な導入を推進する。その際、当該機器・サービスが新たな社会的障壁となる可能性があることにも留意することとする。

ウ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- 障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。
- 支援に当たっては、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意する。

工 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

- 障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施する。
- 知的障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等の社会全体に対する理解促進、施策の充実を図る必要がある。

オ 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

- 障がいのある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められることを踏まえて障害者施策を策定・実施する必要がある。

カ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

- PDCAサイクルの構築し、着実に実行する。また、施策の不断の見直しを図る。

④ 施策の円滑な推進：

ア 連携・協力の確保

- 政府の障害者施策を一体的に推進し、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。

イ 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、国民の理解促進に努める。また、本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念やいわゆる「社会モデル」の考え方について必要な広報啓発を推進するとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進める。
- 障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。

⑤ 各分野における障害者施策の基本的な方向（11の分野）

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

2 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住居の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

4 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費トラブルの防止及び被害からの救済

5 行政における配慮の充実

- (1) 司法手続き等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

6 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のあるこどもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

8 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

9 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11 国際社会への協力・連携の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

(3) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に係る基本指針

計画策定の根拠となる国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、令和5(2023)年5月に改正・告示されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方などは以下のとおりです。

① 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮し、総合的な計画を作成する。

② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障害者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労への移行、強度行動障害のある者に関する支援ニーズ把握・支援体制整備の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障害者等に対する支援、地域自立支援協議会の活性化の視点により取り組むことが必要である。

④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること、インクルージョンの推進が重要である。

⑤ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し 	<p>【成果目標】</p> <p>☑施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域移行するとともに、施設入所者数は令和4年度末の5%以上削減</p> <p>☑各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う</p> <p>☑強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 新規</p> <p>【活動指標】</p> <p>☑「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する 新規</p> <p>☑「生活介護」「短期入所（福祉型、医療型）」「共同生活援助」の利用者数のうち、重度障害者（強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等について個別に利用者数の見込みを設定する 新規</p> <p>☑地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する</p>
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定 	<p>【成果目標】</p> <p>☑精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上</p> <p>☑精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上</p> <p>【活動指標】</p> <p>☑「自立訓練（生活訓練）」の利用者数のうち、精神障害者の利用者数の見込みを設定する 新規</p>
<p>③福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記 	<p>【成果目標】</p> <p>☑就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数：令和3年度実績の1.28 倍以上</p> <p>就労移行支援：1.31 倍以上、就労継続支援 A 型：1.29 倍以上、就労継続支援 B 型：1.28 倍以上</p> <p>☑就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする 新規</p> <p>☑就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41 倍以上</p> <p>☑就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする</p> <p>☑各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 新規</p> <p>【活動指標】</p> <p>☑「就労選択支援」の利用者数の見込みを設定する 新規</p>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充 	<p>【成果目標】</p> <p>☐令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置</p> <p>☐令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する 新規</p> <p>☐令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保</p> <p>☐各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定する</p> <p>☐各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置する 新規</p> <p>☐各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する 新規</p> <p>【活動指標】</p> <p>☐「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」において、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p> <p>☐医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数の見込みを設定する 新規</p>
<p>⑤ 発達障害者等支援の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進 	<p>【活動指標】</p> <p>☐現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する</p>
<p>⑥ 地域における相談支援体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設 	<p>【成果目標】</p> <p>☐各市町村において、令和 8 年度末までに基幹相談支援センターを設置する</p> <p>☐協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う 新規</p> <p>【活動指標】</p> <p>☐基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する 新規</p> <p>☐基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する</p> <p>☐基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する 新規</p> <p>☐協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する 新規</p>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>⑦ 障害者等に対する虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設 	<p>町 学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある 新規</p> <p>道 精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、(中略)都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる 新規</p>
<p>⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設 	<p>町 改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図る</p>
<p>⑨ 障害福祉サービスの質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加 	<p>道 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する 新規</p>
<p>⑩ 障害福祉人材の確保・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加 	<p>【活動指標】</p> <p>道 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込みを設定する 新規</p>
<p>⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進 	<p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する 新規 (再掲)
<p>⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設 	<p>(町・道)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者による ICT 活用等の促進を図る 新規

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備 	<p>(町・道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要 新規
<p>⑭ その他：地方分権提案に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化 	<p>(町・道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を勘案して、柔軟な期間設定が可能 新規 町各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、協働策定が可能 新規 町サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能 新規

3 計画の位置付け



(1) 障がい者計画

障がい者計画とは、障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、別海町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、障がい福祉計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができます。

児童福祉法 第33条の20 第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第33条の20 第6項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(4) 他計画との関係

本計画は、国の障害者基本計画や改定基本指針に基づき、「第3期北海道障がい者基本計画」や「第7期北海道障がい福祉計画」との連携を考慮し、また、本町の上位計画である「第7次別海町総合計画」や「別海町地域福祉計画」、その他関連計画との整合性を確保して策定します。

4 計画の期間



障がい者計画(第4期)に関しては、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

市町村障がい福祉計画は3年を1期として作成することを基本としつつ、市町村が地域の実情等によって柔軟な期間設定が可能となっていることから、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関しては、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画(第3期)			障がい者計画(第4期)					
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

5 計画の策定体制



本計画は、障がいのある人へのアンケート調査、関係団体及び関係事業者へのヒアリング調査などを通じて、障がいのある人の生活実態、各種サービス利用の現状、障がい者施策への意識等を把握するとともに、住民代表や保健・医療・教育・福祉関係者等によって構成される策定委員会等において協議し策定します。

(1) 行政内部における検討

福祉部福祉課が主体となり、計画を策定するとともに、福祉政策を総合的・効果的に推進するため、道及び近隣市町村の動向を把握しながら、施策の検討を行いました。

(2) 計画策定委員会等の開催

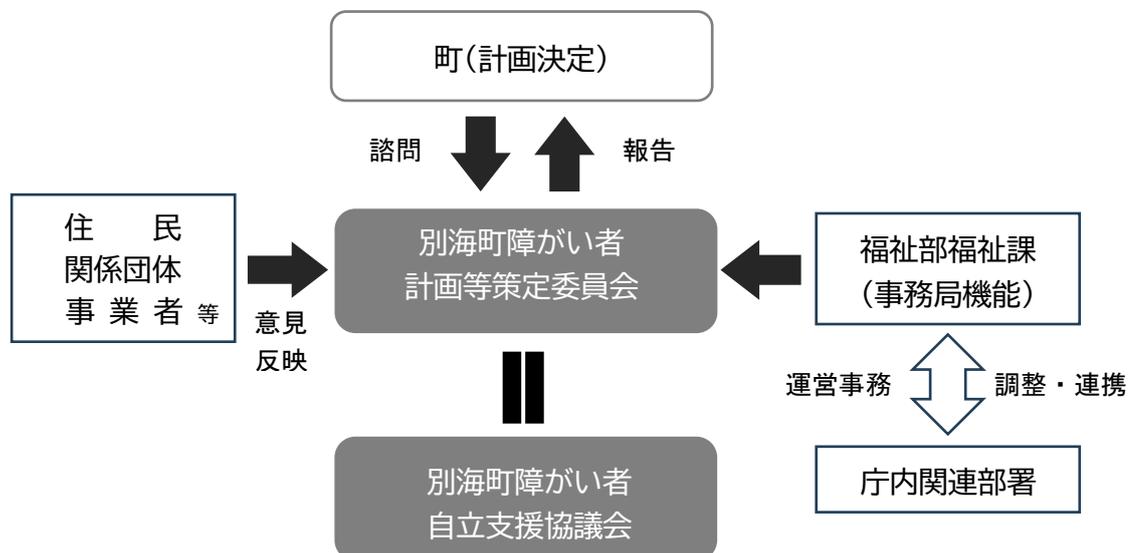
当事者、家族団体、保健・福祉関係者等の参画による「別海町障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

(3) 意識調査（アンケート）の実施

障がい福祉サービス等の利用実態や福祉に関する意識、意向などについて、計画策定の基礎資料とするため、各障害者手帳を所持する人や、障がいや発達に不安のある子どもの保護者に対し意識調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。本素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、意見の募集を実施しました。



6 計画における障がい者の定義



この計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者を含む)、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者)、さらに、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む)を対象としています。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- (1)～(3)略

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の法令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

7 「障がい」等の表記について



本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。また、「障がい者」・「障がい児」については、可能な限り「障がいのある人」・「障がいのある子ども」といい換えています。

8 持続可能な開発目標（SDGs）について



SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



9 「重層的支援体制整備事業」について



重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法であり、令和3年4月の社会福祉法改正により位置付けられた市町村が取り組む任意事業です。これにより市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となりました。

市町村が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層支援体制」を構築し、推進していきます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、重層的支援体制の整備等の視点を保ちながら関連事業を位置づけ、障がい福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、別海町全体の福祉の向上をめざすものとします。

第2章

障がいのある人の状況

第2章 障がいのある人の状況

1 各種障がい者手帳の所持状況



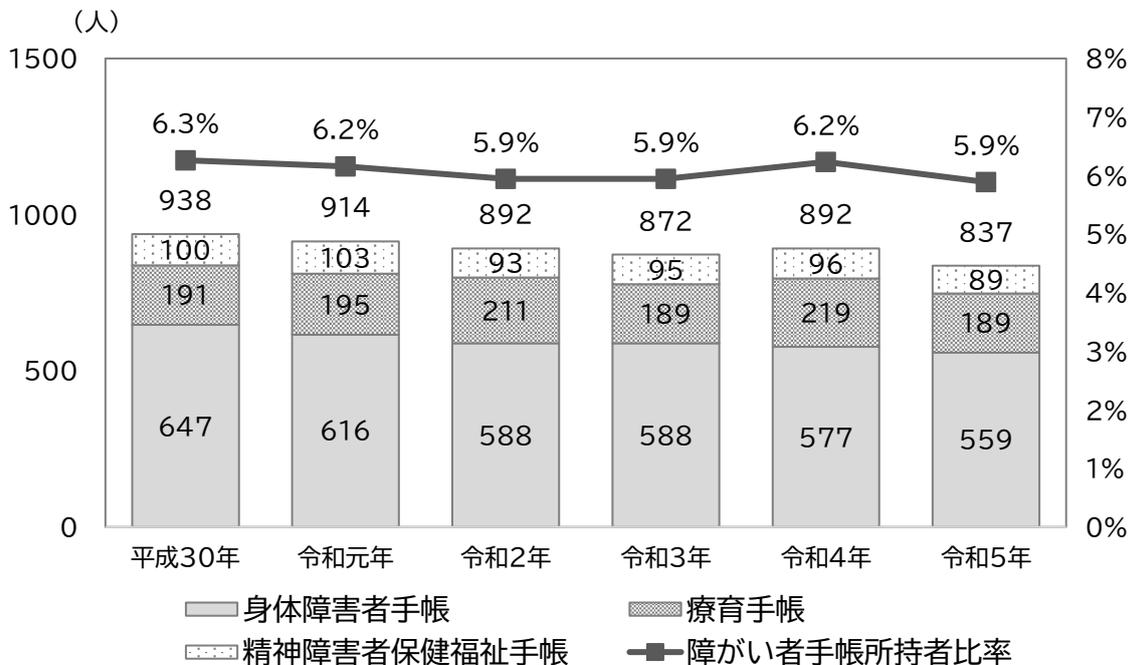
障がい者手帳所持者は、平成30年の938人から令和5年の837人と減少傾向で推移しています。

また、総人口に対する障がい者手帳所持者の比率は、平成27年以降ほぼ横ばいの5.9～6.3%の間で推移しています。

【各種障がい者手帳の所持状況の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	647	616	588	588	577	559
療育手帳	191	195	211	189	219	189
精神障害者保健福祉手帳	100	103	93	95	96	89
障がい者手帳所持者総数	938	914	892	872	892	837
総人口(住民基本台帳人口)	14,980	14,839	15,000	14,674	14,311	14,212
障がい者手帳所持者比率	6.3%	6.2%	5.9%	5.9%	6.2%	5.9%



資料：別海町の福祉概要(各年3月31日現在)

2 身体障がい者



(1) 年代別身体障害者手帳の所持者数

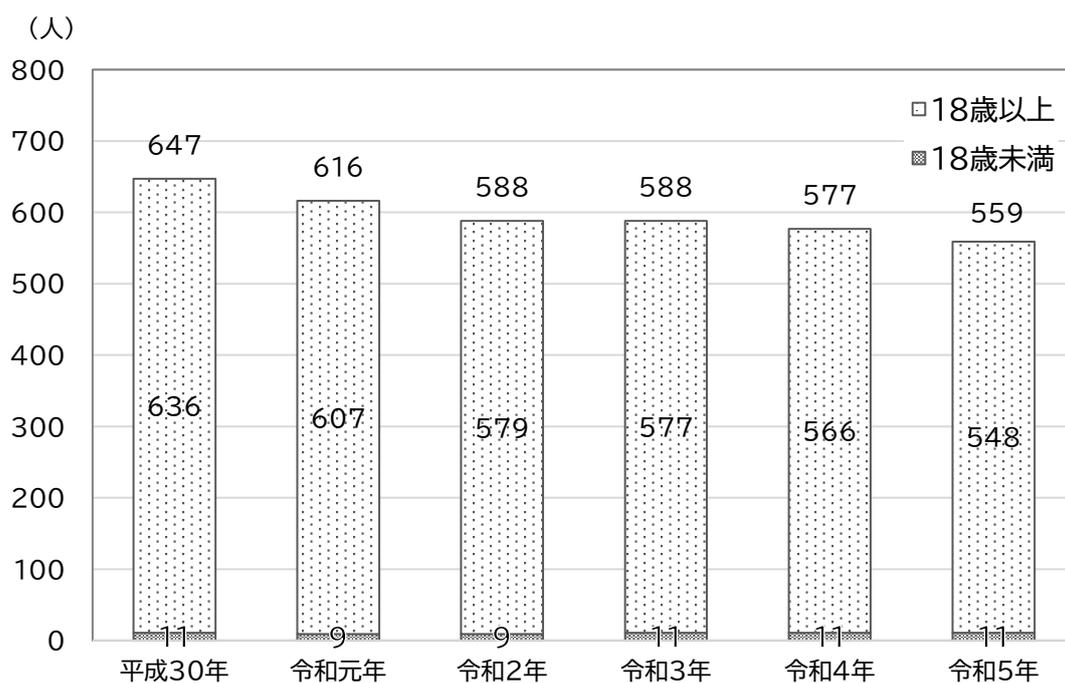
身体障害者手帳所持者は、平成 30 年の 647 人から令和5年の 559 人と減少傾向で推移しています。

年代別の所持者数をみると、18 歳未満はほぼ横ばいとなっており、18 歳以上は減少しています。

【年代別身体障害者手帳の所持者数の推移】

単位：人

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
18 歳未満	11	9	9	11	11	11
18 歳以上	636	607	579	577	566	548
合計	647	616	588	588	577	559



資料：別海町の福祉概要(各年 3 月 31 日現在)

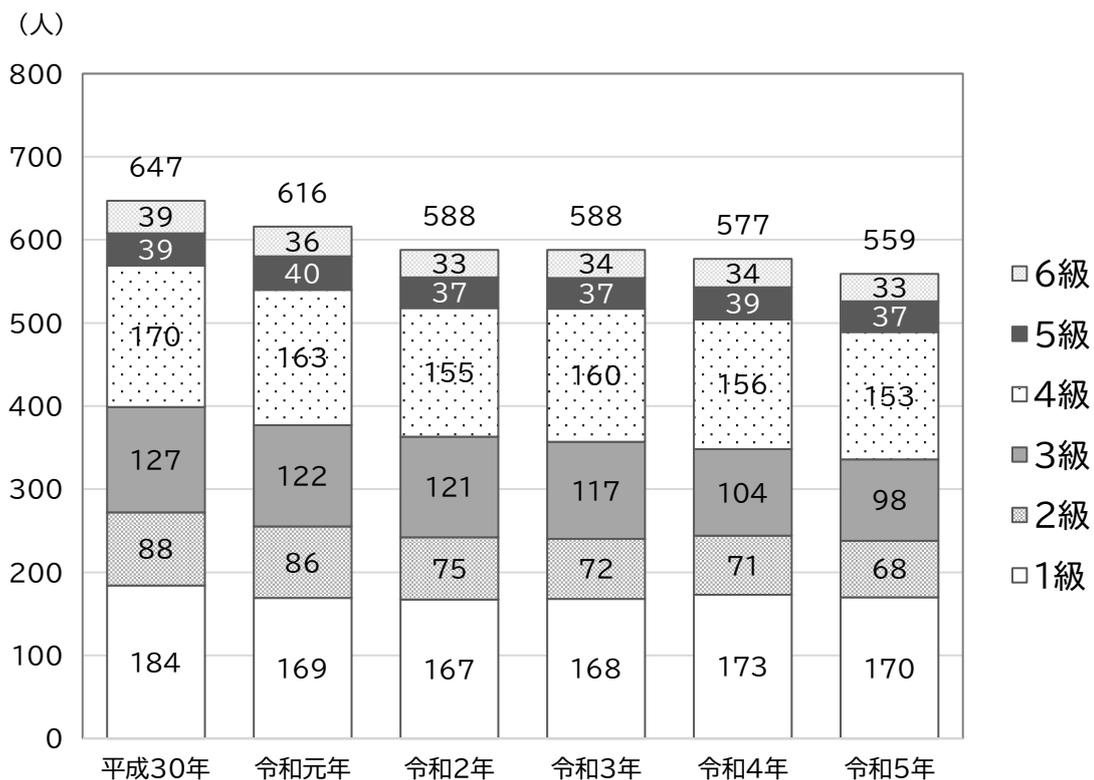
(2) 等級別身体障害者手帳の所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数をみると、1級と4級が多くなっています。また、2級及び3級が減少傾向で推移しています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	184	169	167	168	173	170
2級	88	86	75	72	71	68
3級	127	122	121	117	104	98
4級	170	163	155	160	156	153
5級	39	40	37	37	39	37
6級	39	36	33	34	34	33
合計	647	616	588	588	577	559



資料：別海町の福祉概要(各年3月31日現在)

(3) 障がい種別身体障がい者数

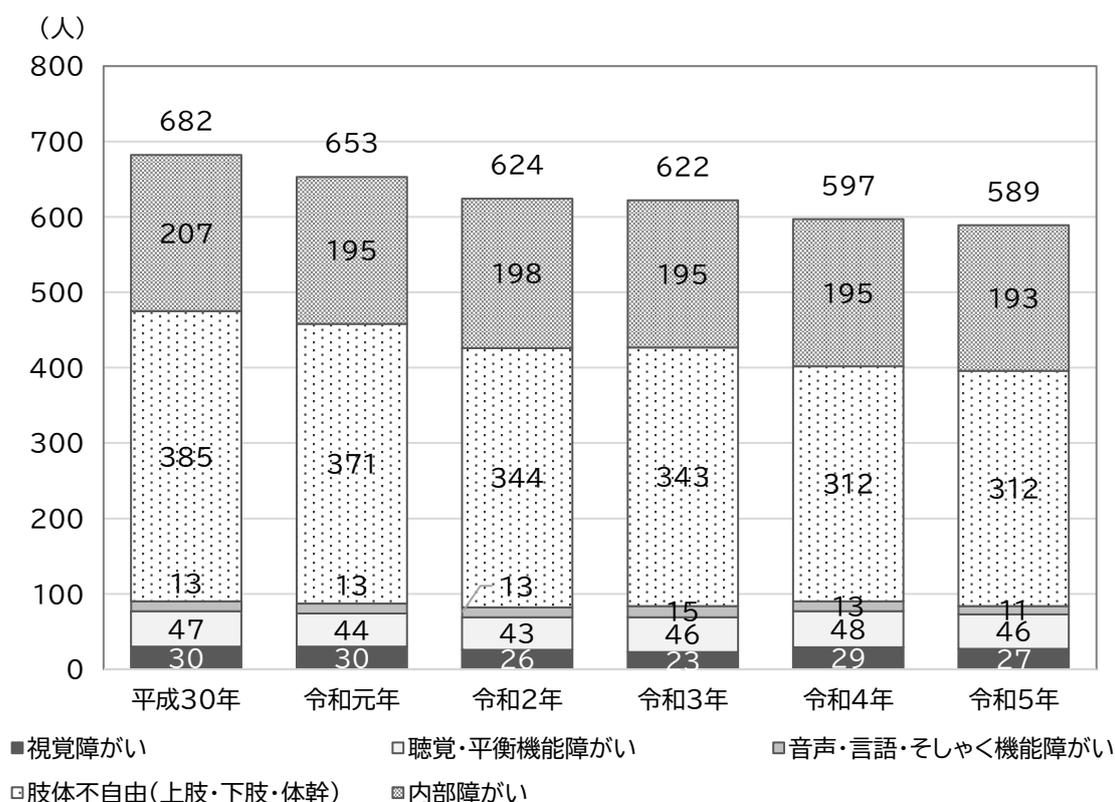
障がい種別身体障がい者数をみると、「肢体不自由」「内部機能障がい」が多くなっています。

【障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	30	30	26	23	29	27
聴覚・平衡機能障がい	47	44	43	46	48	46
音声・言語・そしゃく機能障がい	13	13	13	15	13	11
肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	385	371	344	343	312	312
内部機能障がい	207	195	198	195	195	193
合計	682	653	624	622	597	589

注)重複障がい分を集計しています。



資料：別海町の福祉概要(各年3月31日現在)

3 知的障がい者



(1) 年代別療育手帳の所持者数

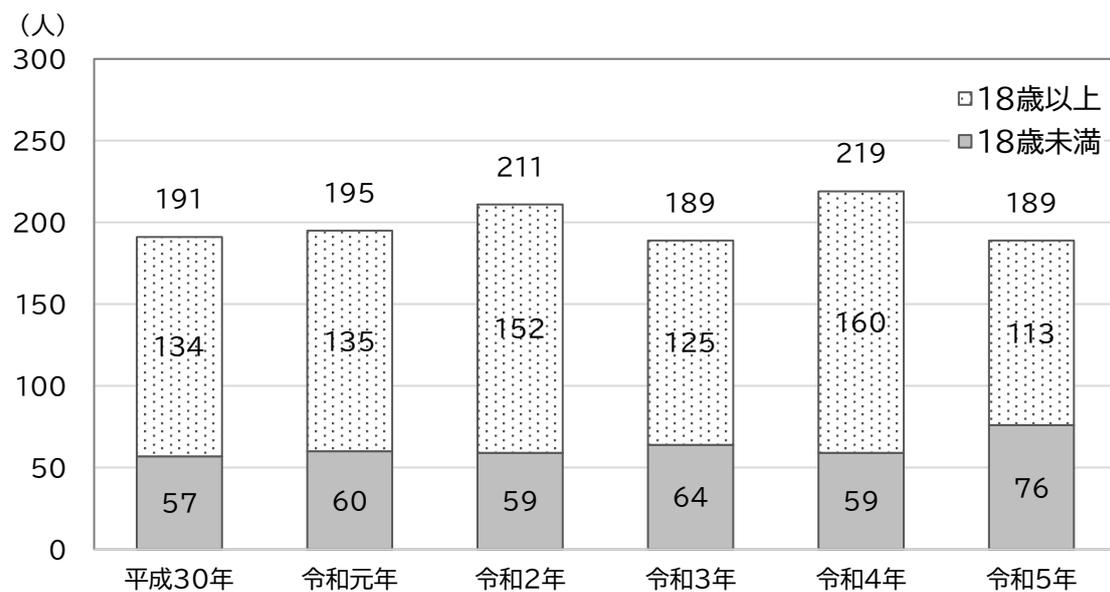
療育手帳の所持者数は、平成30年の191人から令和5年の189人と増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。

年代別の所持者数をみると、18歳未満は増加しており、18歳以上は増加した年もありましたが平成30年と比較すると減少しています。

【年代別療育手帳の所持者数の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	57	60	59	64	59	76
18歳以上	134	135	152	125	160	113
合計	191	195	211	189	219	189



資料：別海町の福祉概要(各年3月31日現在)

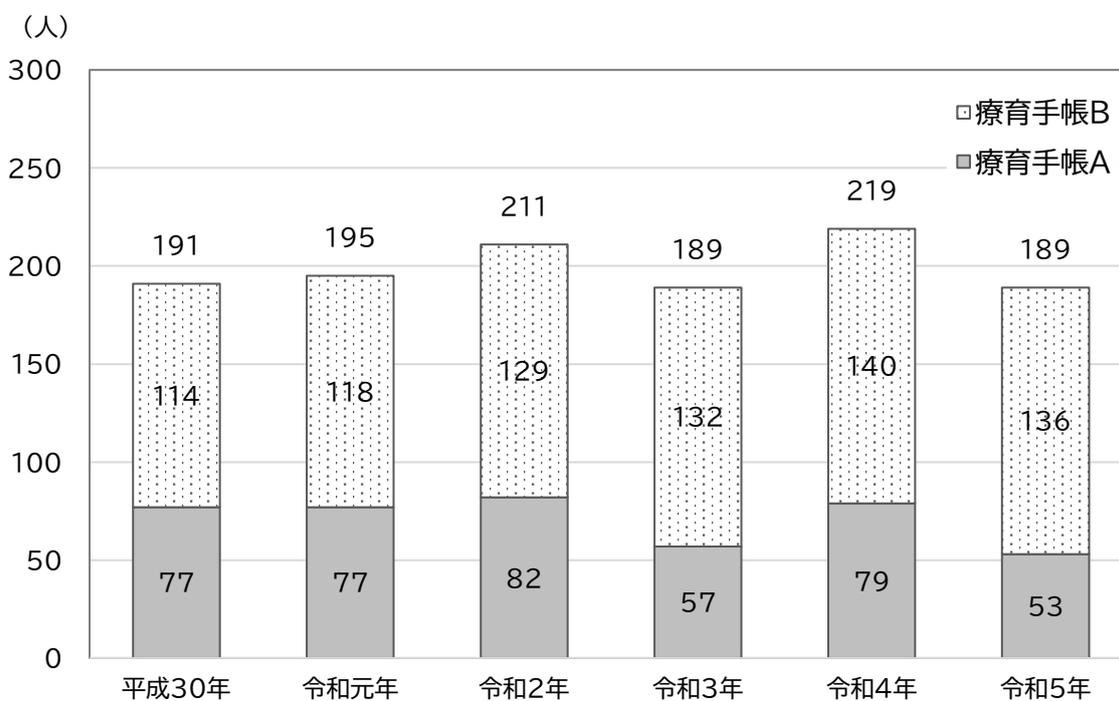
(2) 障がい程度別療育手帳の所持者数

障がい程度別療育手帳所持者数をみると、「B判定」が多くなっています。

【障がい程度別療育手帳所持者数の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定	77	77	82	57	79	53
B判定	114	118	129	132	140	136
合計	191	195	211	189	219	189



資料：別海町の福祉概要(各年3月31日現在)

4 精神障がい者



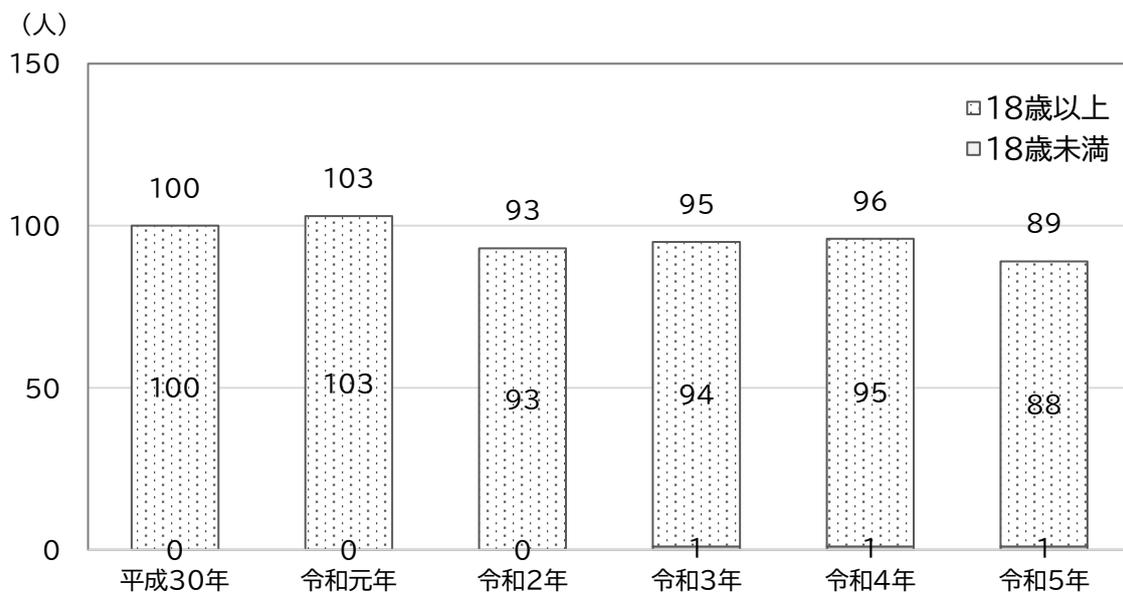
(1) 年代別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成30年の100人から令和5年の89人と減少傾向です。18歳未満は令和3年以降1人となっています。

【年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	0	0	0	1	1	1
18歳以上	100	103	93	94	95	88
合計	100	103	93	95	96	89



資料：別海町の福祉概要(各年3月31日現在)

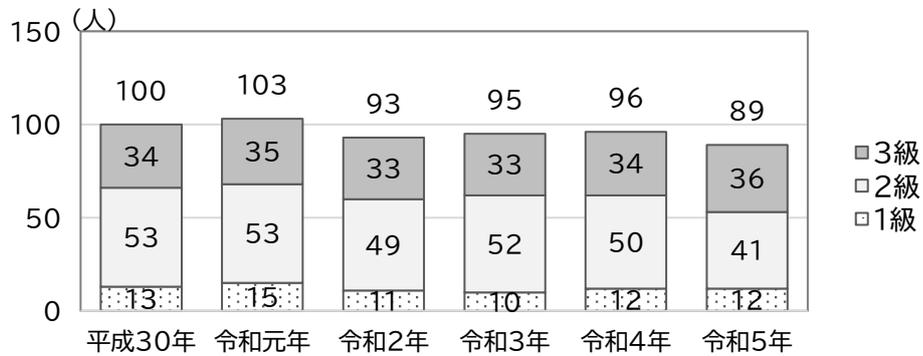
(2) 等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、「2級」が最も多くなっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	13	15	11	10	12	12
2級	53	53	49	52	50	41
3級	34	35	33	33	34	36
合計	100	103	93	95	96	89



資料：別海町の福祉概要(各年3月31日現在)

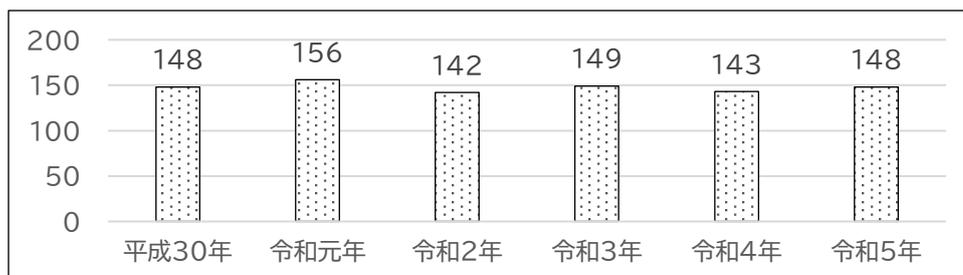
(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

自立支援医療受給者は、大きな増減はなく推移しています。

【自立支援医療(精神通院医療)受給者の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者（精神通院）	148	156	142	149	143	148



5 発達障がい者



発達障がいについては、平成23年8月に改正された障害者基本法の「障害者」の定義において精神障がいに含まれることが明記され、平成28年6月に制定された発達障害者支援法において、「発達障害」及び「発達障害者」が明確に定義されました。また、発達障がい者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは外見からはわかりにくく、はっきりと診断や判定することが難しいため、発達障がい児・者の正確な人数は把握できていないのが現状です。

6 高次脳機能障がい者



高次脳機能障がいについては、器質性精神障がいとして精神障がいに含まれており、また、厚生労働省告示において、高次脳機能障がいのある人は、発達障がいのある人と同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

高次脳機能障がいは、外見上は障がいが目立たないことから、「見えにくい障がい」といわれています。

高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

7 難病患者



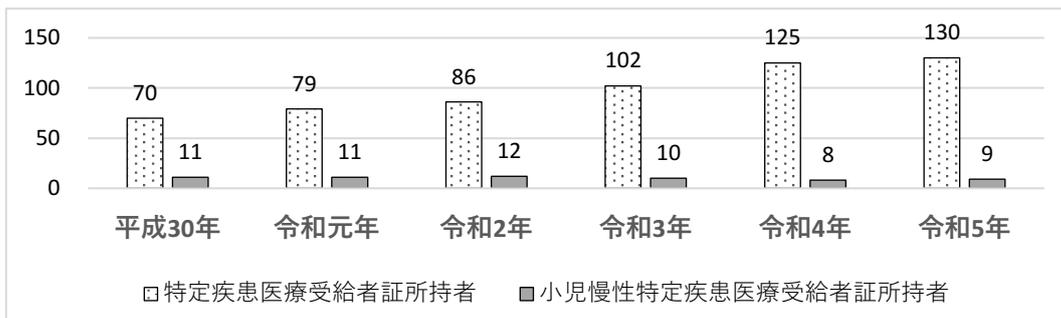
難病患者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。障害者総合支援法の対象疾病(難病等)は、令和6年4月1日より369疾病に見直しされています。

難病患者数は、以下のとおりです。

【難病患者の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定疾患医療受給者証所持者	70	79	86	102	125	130
小児慢性特定疾患医療受給者証所持者	11	11	12	10	8	9



資料：中標津保健所(各年3月31日現在)

8 児童生徒数



障がいのある子どもの教育・保育等及び特別支援学級等に通う児童生徒数は、以下の表のとおりです。

【認定こども園における障がいのある子どもの在籍者数】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
園児数	4	5	5	2	2	2

※各認定こども園において在籍している、各種障がい者手帳を所持する園児数(各年5月1日現在)

【へき地保育園における障がいのある子どもの保育の実施状況】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
園児数	0	0	0	0	0	0

※町内各へき地保育園において保育している、各種障がい者手帳を所持する園児数(各年4月1日現在)

【特別支援学級の学級数と児童生徒等数の推移】

単位：学級・人

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	32	31	29	35	37	35
	児童数	105	104	104	124	134	130
	(支援員)	(13)	(13)	(10)	(14)	(15)	(16)

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学校	学級数	15	15	17	18	18	17
	児童数	28	25	37	39	50	49
	(支援員)	(4)	(5)	(5)	(7)	(7)	(6)

各年5月1日現在

【中標津高等養護学校在籍者数(～平成30年度まで)】

単位：人

区分		平成30年
中学校	学級数	15
	児童数	28
	(支援員)	(4)

5月1日現在

【中標津支援学校在籍者数】

単位：人

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	1年生	2	1	1	1	0
	2年生	1	1	1	1	1
	3年生	1	1	1	1	2
	4年生	0	1	1	1	1
	5年生	0	0	1	1	1
	6年生	0	0	0	1	1
中学部	1年生	1	0	0	1	1
	2年生	0	1	0	0	1
	3年生	0	0	1	0	0
高等部	1年生	4	2	1	3	2
	2年生	3	4	2	1	3
	3年生	2	2	4	2	1
学校合計		14	13	13	13	14

※別海町から入学している生徒数

資料：出身町村別在校生一覧表 中標津支援学校作成資料(各年5月1日現在)

【釧路養護学校在籍者数】

単位：人

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	1年生	1	0	0	0	0	0
	2年生	1	0	0	0	0	0
	3年生	1	0	0	0	0	0
	4年生	0	1	0	0	0	0
	5年生	0	0	1	0	0	0
	6年生	0	0	0	1	0	0
中学部	1年生	0	0	0	0	1	0
	2年生	0	0	0	0	0	1
	3年生	0	0	0	0	0	0
高等部	1年生	0	1	0	0	0	0
	2年生	0	0	1	0	0	0
	3年生	0	0	0	0	0	0
学校合計		3	2	2	1	1	1

※別海町から入学している生徒数

資料：釧路養護学校電話照会(各年5月1日現在)

9 障害支援区分の認定者数の推移



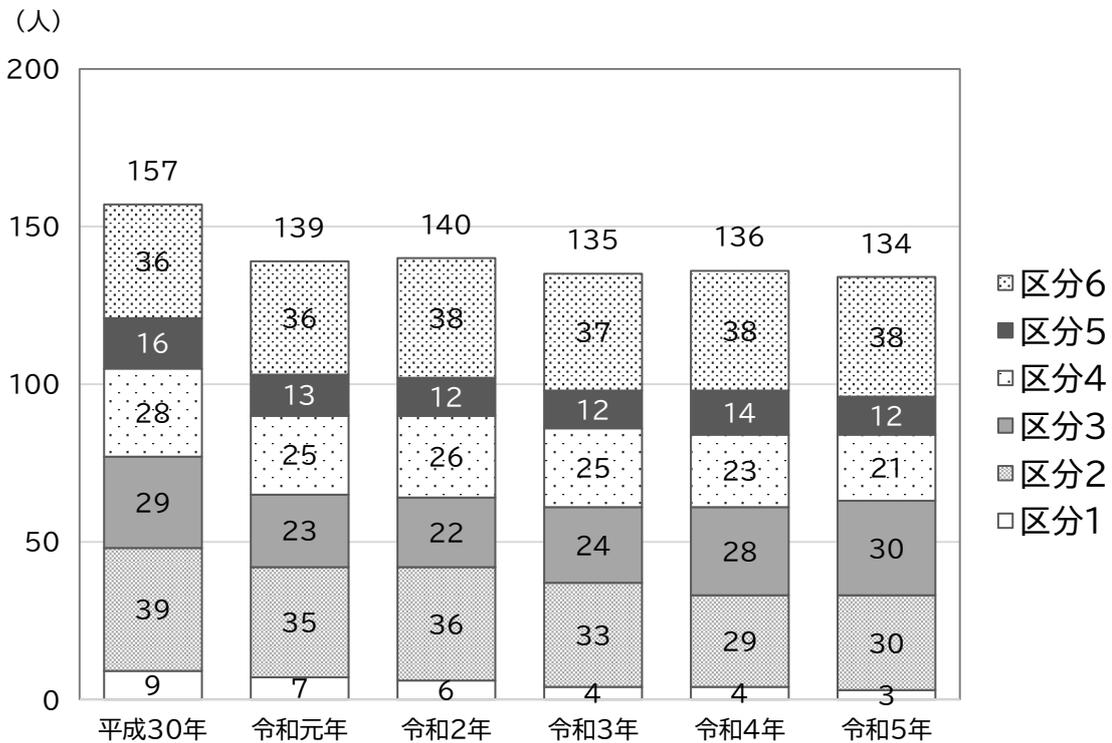
障害支援区分の認定者数は、平成30年の157人から令和5年の134人と減少傾向で推移しています。

(区分は、必要とする支援の度合いが高い順に6から1までとなっています。)

【障害支援区分の認定者数の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1 軽度	9	7	6	4	4	3
区分2	39	35	36	33	29	30
区分3	29	23	22	24	28	30
区分4	28	25	26	25	23	21
区分5	16	13	12	12	14	12
区分6 重度	36	36	38	37	38	38
合計	157	139	140	135	136	134



資料：Excel 台帳参照(各年3月31日現在)



10 手当等を受給者数

重度の障がいのある人や、重度の障がいのある子ども及び養育する父母等に支給される各種手当の受給者及び北海道が実施する心身障害者扶養共済制度の加入者等は、以下のとおりです。

【各種手当の受給者数の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当	5	6	4	3	4	4
障害児福祉手当	5	6	7	5	5	4
特別児童扶養手当	40	45	35	37	36	48

【心身障害者扶養共済制度加入者等の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
加入者数	20	19	19	18	19	20
受給者数	6	7	6	7	8	8

11 公共施設のバリアフリー化



本町の公共施設のバリアフリー化の状況は以下の表のとおりです。

■公共施設のバリアフリー化の状況（令和5年9月末時点）

施設名	手すり (階段)	障がい 者対応 トイレ	スロープ (出入口)	エレベ ーター	障がい 者用 駐車場	誘導用 ブロック	備 考
役場庁舎	○	○	○	○	○	○	
西春別支所	－	○	○	×	×	×	
尾岱沼支所	－	○	○	－	×	×	
上春別連絡事務所	－	○	○※	－	×	×	※簡易設置型
上風連連絡事務所	－	○	○	－	○	×	
走古丹地域防災センター	○	○	○	○	×	×	
本別海地域防災センター	○	○	×	×	×	×	
床丹地域防災センター	－	×	○	－	×	×	
中春別ふれあいセンター	－	○	○	－	○	×	
中西別ふれあいセンター	－	○	○	－	○	×	
西春別ふれあいセンター	－	○	○	－	○	×	
尾岱沼地域センター	－	○	○	－	×	×	
上風連地域センター	－	○	○	－	×	×	
西春別地域センターみらい館	－	○	○	－	×	×	
別海北方展望塔	○	○	○	×	○	○	
別海交流センターぷらと	○	○	○	×	×	×	
青少年プラザ	○	○	○	－	×	×	
児童デイサービスセンター	－	○	○	－	×	×	
別海保育園	－	○	○	－	×	×	
上西春別保育園	－	○	○	－	×	×	
中春別保育園	－	○	○	－	×	×	
西春別へき地保育園	－	○	○	－	×	×	
上春別へき地保育園	－	○	○	－	×	×	
本別海へき地保育園	－	○	○	－	×	×	
中央児童館	－	○	○	－	×	×	
西児童館	－	○	○	－	×	×	
ケアハウスみどり野	－	○	○	－	×	×	
西春別ケアセンター	○	○	○	－	×	×	
町民保健センター	－	○	○	－	○	○	
老人保健施設すこやか	○	○	○	○	×	○	

施設名	手すり (階段)	障がい 者対応 トイレ	スロープ (出入口)	エレベ ーター	障がい 者用 駐車場	誘導用 ブロック	備 考
町立別海病院	○	○	○	○	○	○	
尾岱沼診療所	-	○	○	-	○	×	
西春別駅前診療所	-	○	○	-	×	×	
生涯学習センターみなくる	○	○	○	○	○	○	音声案内、補聴援助システム
西公民館	○	○	○	×	×	×	
東公民館	○	○	○	×	×	×	
図書館	○	○	○	○	×	×	
郷土資料館	-	×	○	-	×	×	
加賀家文書館	-	○	○	-	×	×	
町民体育館	○	○	○	×	×	×	
西春別体育館	-	○	○	-	○	×	
町民温水プール	○	○	○	×	○	×	
西春別温水プール	-	○	○	-	○	×	
尾岱沼温水プール	-	○	○	-	×	×	
中西別幼稚園	-	×	×	-	×	×	
上西春別幼稚園	-	×	×	-	○	×	
野付幼稚園	-	×	×	-	○	×	
野付小学校	○	×	×	×	×	×	
上風連小学校	○	×	×	×	×	×	
中西別小学校	○	×	×	×	×	×	
別海中央小学校	○	○	○	×	×	×	
中春別小学校	○	×	○	×	×	×	
西春別小学校	○	×	×	×	×	×	
上西春別小学校	○	×	×	×	×	×	
上春別小学校	○	×	×	×	×	×	
野付中学校	○	×	×	×	○	×	
上風連中学校	○	○	○	×	×	×	
中西別中学校	○	○	○	×	○	×	
別海中央中学校	○	○	○	×	○	×	
中春別中学校	○	○	○	×	○	×	
西春別中学校	○	×	×	×	○	×	
上西春別中学校	○	○	○	×	×	×	
上春別中学校	○	×	×	×	×	×	
尾岱沼歯科診療所	○	○	○	-	×	×	
西春別駅前歯科診療所	○	○	○	-	×	×	
別海高等学校	○	○	○	○	○	△※	※屋外のみ

12 意識調査（アンケート）について



(1) 調査の目的

本調査は、「18歳以上の障がいのある人」と「障がいのある子どもや発達に不安のある18歳未満の子どもの保護者」に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などについてお伺いし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査の対象及び調査方法等

調査の対象は、各障害手帳所持者等842人と18歳未満児の保護者165人で、内訳は次のとおりです。

調査対象	18歳以上の障がいのある人			18歳未満の子どもの保護者
	身体	知的	精神	
調査対象	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者	・発達に関する不安のあるお子さん ・各障害者手帳所持者 ・自立支援医療受給者
調査地域	町内全域の居住者と町外施設入所者			
調査基準日	令和5年11月1日			
調査期間	令和5年11月27日～12月18日			
実施方法	郵送による配布及び回収			

(3) 回収結果

区分	18歳以上の障がいのある人	18歳未満児の保護者	合計
配布数 A	842	165	1,007
回収数 B	388	58	446
有効回収率 ($B \div A \times 100$)	46.1%	35.2%	44.3%

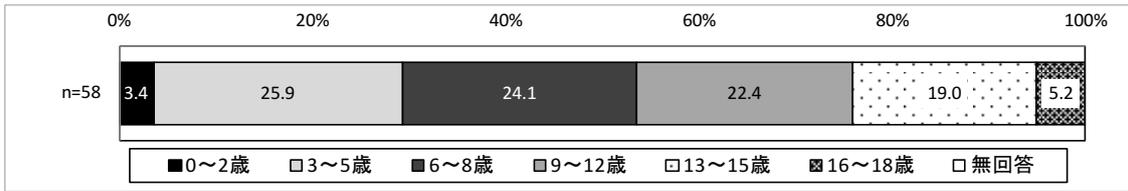
(4) 調査結果

① 年齢

18歳未満の回答では、「3～5歳」が25.9%で最も多く、次いで「6～8歳」24.1%、「9～12歳」22.4%の順となっています。

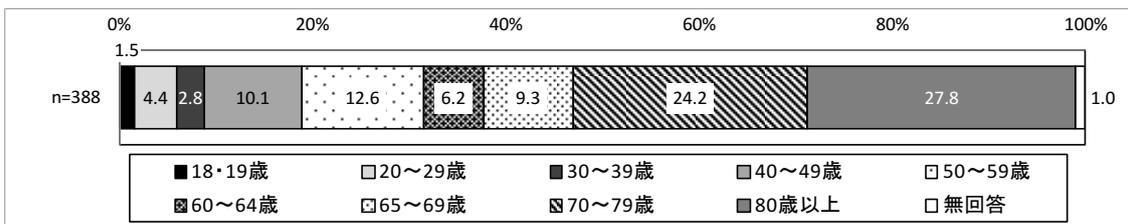
18歳以上の回答では、「80歳以上」が27.8%で最も多く、次いで「70～79歳」24.2%、「50～59歳」12.6%の順となっています。

【18歳未満】



属性	区分	全体	年齢区分						無回答
			0歳	3歳	6歳	9歳	13歳	16歳	
総数	-	100.0 58	3.4 2	25.9 15	24.1 14	22.4 13	19.0 11	5.2 3	0.0 0
障害種別	身体障害	100.0 6	0.0 0	33.3 2	33.3 2	16.7 1	16.7 1	0.0 0	0.0 0
	知的障害	100.0 27	7.4 2	0.0 0	14.8 4	25.9 7	40.7 11	11.1 3	0.0 0
	精神障害	100.0 1	0.0 0	0.0 0	100.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0

【18歳以上】



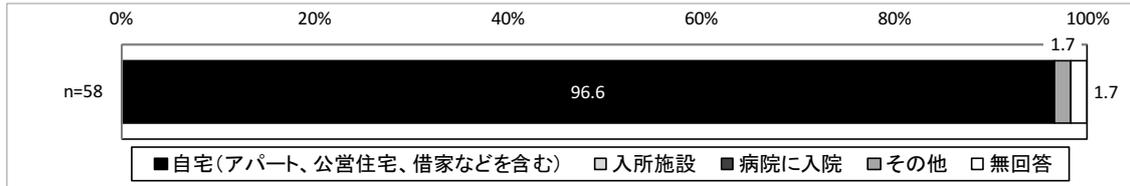
属性	区分	全体	年齢区分								無回答	
			18歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	65歳	70歳		80歳以上
総数	-	100.0 388	1.5 6	4.4 17	2.8 11	10.1 39	12.6 49	6.2 24	9.3 36	24.2 94	27.8 108	1.0 4
障害種別	身体障害	100.0 269	0.0 0	0.7 2	0.7 2	5.9 16	10.8 29	7.4 20	10.8 29	27.5 74	36.1 97	0.0 0
	知的障害	100.0 70	5.7 4	21.4 15	8.6 6	25.7 18	17.1 12	5.7 4	2.9 2	4.3 3	8.6 6	0.0 0
	精神障害	100.0 46	0.0 0	4.3 2	4.3 2	15.2 7	23.9 11	17.4 8	6.5 3	21.7 10	6.5 3	0.0 0

②-1 住まいや暮らしについて(どこで暮らしていますか)

18歳未満の回答では、「自宅(アパート、公営住宅、借家などを含む)」が96.6%、「その他」が1.7%となっています。

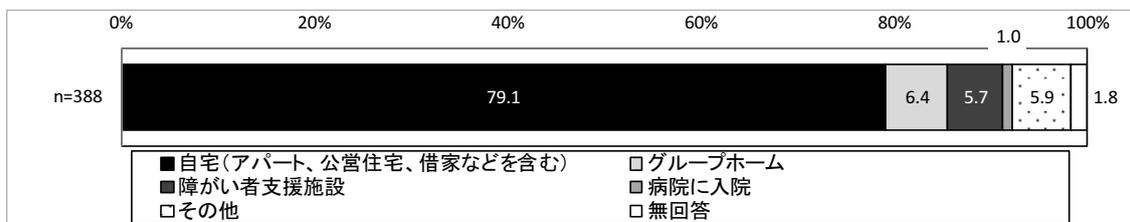
18歳以上の回答では、「自宅(アパート、公営住宅、借家などを含む)」が79.1%で最も多く、次いで「グループホーム」6.4%、「その他」5.9%の順となっています。

【18歳未満】



属性	区分	全体	自宅	入所施設	病院に入院	その他	無回答
総数	-	100.0 58	96.6 56	0.0 0	0.0 0	1.7 1	1.7 1
障害種別	身体障害	100.0 6	100.0 6	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	知的障害	100.0 27	92.6 25	0.0 0	0.0 0	3.7 1	3.7 1
	精神障害	100.0 1	100.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0

【18歳以上】



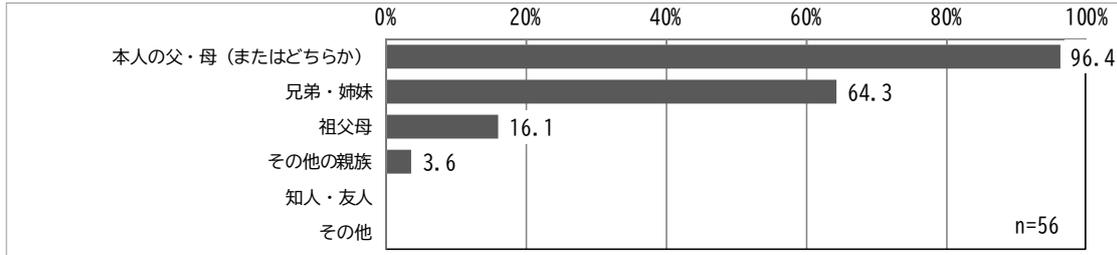
属性	区分	全体	自宅	グループホーム	障がい者支援施設	病院に入院	その他	無回答
総数	-	100.0 388	79.1 307	6.4 25	5.7 22	1.0 4	5.9 23	1.8 7
障害種別	身体障害	100.0 269	83.6 225	3.7 10	3.0 8	1.1 3	6.7 18	1.9 5
	知的障害	100.0 70	55.7 39	20.0 14	18.6 13	0.0 0	4.3 3	1.4 1
	精神障害	100.0 46	82.6 38	6.5 3	0.0 0	2.2 1	4.3 2	4.3 2

②-2 住まいや暮らしについて(一緒に暮らしている人はどなたですか)

18歳未満の回答は、「本人の父・母(またはどちらか)」が96.4%で最も多く、次いで「兄弟・姉妹」64.3%、「祖父母」16.1%の順となっています。

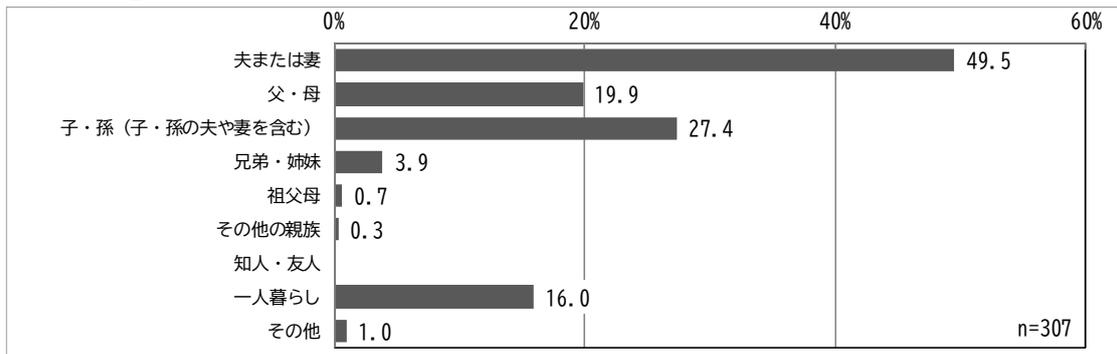
18歳以上の回答では、「夫または妻」が49.5%で最も多く、次いで「子・孫(子・孫の夫や妻を含む)」27.4%、「父・母」19.9%の順となっています。

【18歳未満】



属性	区分	全体	居住地						
			本人の父・母	兄弟・姉妹	祖父母	その他の親族	知人・友人	その他	
総数	-	100.0	96.4	64.3	16.1	3.6	0.0	0.0	
		56	54	36	9	2	0	0	
障害種別	身体障害	100.0	83.3	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
		6	5	5	0	0	0	0	
	知的障害	100.0	96.0	60.0	16.0	8.0	0.0	0.0	
		25	24	15	4	2	0	0	
精神障害	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0		
	1	1	1	1	0	0	0		

【18歳以上】



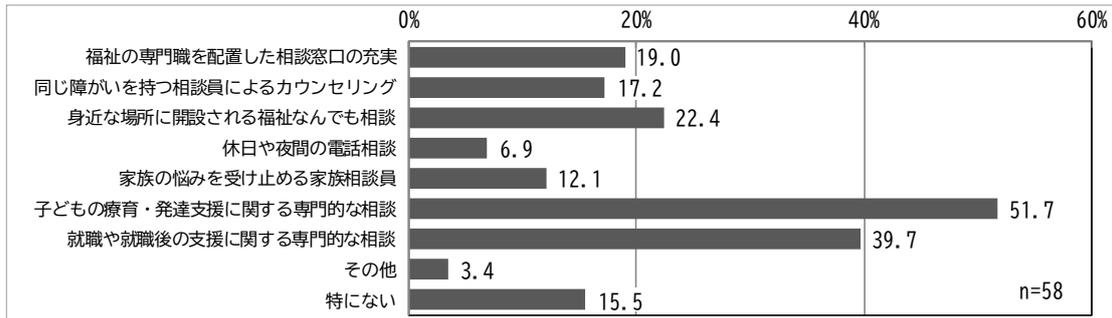
属性	区分	全体	居住地								
			夫または妻	父・母	子・孫	兄弟・姉妹	祖父母	その他の親族	知人・友人	一人暮らし	その他
総数	-	100.0	49.5	19.9	27.4	3.9	0.7	0.3	0.0	16.0	1.0
		307	152	61	84	12	2	1	0	49	3
障害種別	身体障害	100.0	54.2	10.2	31.1	1.8	0.0	0.0	0.0	18.2	0.9
		225	122	23	70	4	0	0	0	41	2
	知的障害	100.0	10.3	69.2	5.1	15.4	5.1	0.0	0.0	10.3	2.6
		39	4	27	2	6	2	0	0	4	1
精神障害	100.0	28.9	36.8	21.1	10.5	0.0	0.0	0.0	13.2	2.6	
	38	11	14	8	4	0	0	0	5	1	

③ 相談支援体制について(どのようなことの充実を望みますか)

18歳未満の回答は、「子どもの療育・発達支援に関する専門的な相談」が51.7%で最も多く、次いで「就職や就職後の支援に関する専門的な相談」39.7%、「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」22.4%の順となっています。

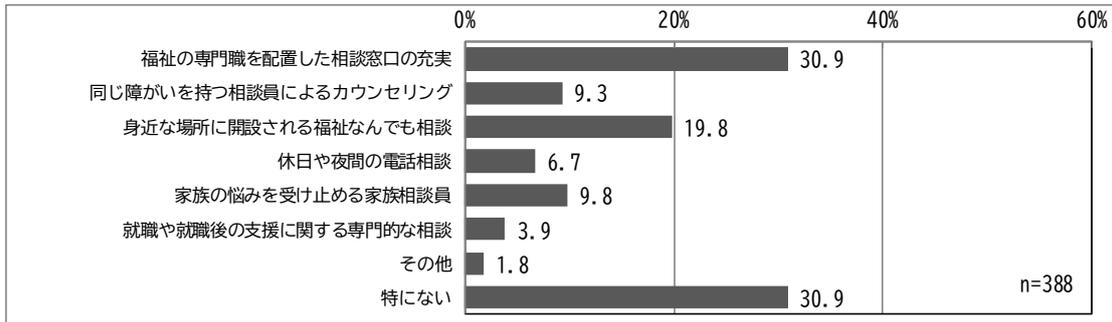
18歳以上の回答は、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」「特にない」が30.9%で最も多く、次いで「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」19.8%、「家族の悩みを受け止める家族相談員」9.8%の順となっています。

【18歳未満】



属性	区分	全体	福祉の専門職を配置した相談窓口の充実	同じ障がいを持つ相談員によるカウンセリング	身近な場所に開設される福祉なんでも相談	休日や夜間の電話相談	家族の悩みを受け止める家族相談員	子どもの療育・発達支援に関する専門的な相談	就職や就職後の支援に関する専門的な相談	その他	特にない
総数	-	100.0	19.0	17.2	22.4	6.9	12.1	51.7	39.7	3.4	15.5
		58	11	10	13	4	7	30	23	2	9
障害種別	身体障害	100.0	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
		6	2	0	1	0	0	3	0	0	0
	知的障害	100.0	18.5	11.1	25.9	11.1	18.5	40.7	63.0	3.7	14.8
	27	5	3	7	3	5	11	17	1	4	
精神障害	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	

【18歳以上】



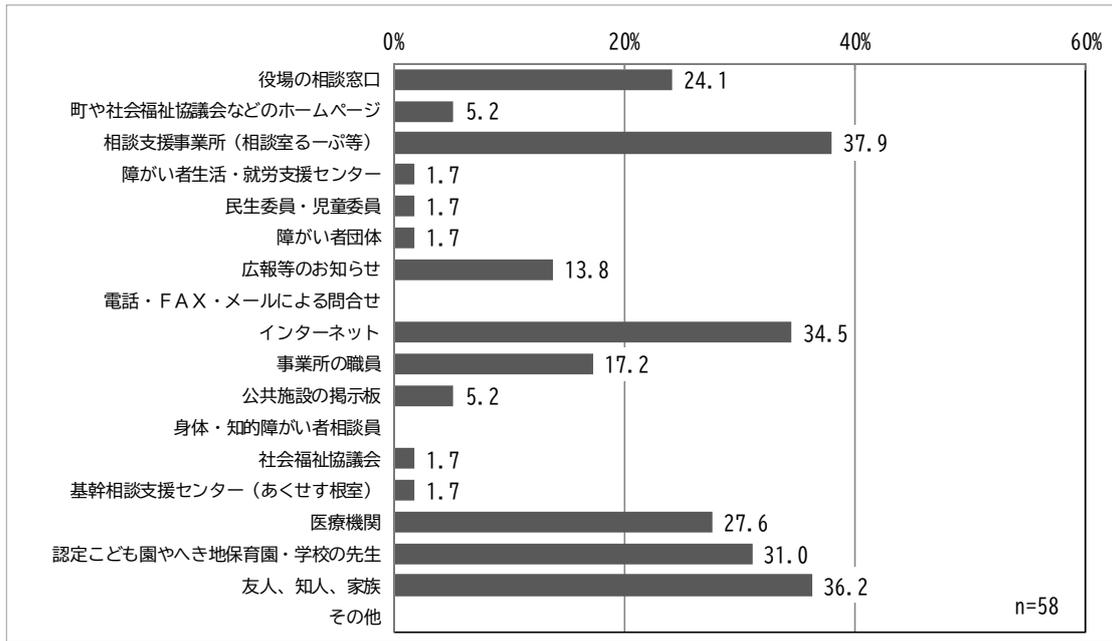
属性	区分	全体	福祉の専門職を配置した相談窓口の充実	同じ障がいを持つ相談員によるカウンセリング	身近な場所に開設される福祉なんでも相談	休日や夜間の電話相談	家族の悩みを受け止める家族相談員	就職や就職後の支援に関する専門的な相談	その他	特にない
総数	-	100.0 388	30.9 120	9.3 36	19.8 77	6.7 26	9.8 38	3.9 15	1.8 7	30.9 120
障害種別	身体障害	100.0 269	34.2 92	8.6 23	20.8 56	7.1 19	10.4 28	2.2 6	1.9 5	28.6 77
	知的障害	100.0 70	27.1 19	10.0 7	14.3 10	5.7 4	12.9 9	12.9 9	1.4 1	37.1 26
	精神障害	100.0 46	28.3 13	15.2 7	19.6 9	4.3 2	15.2 7	0.0 0	2.2 1	26.1 12

④ 情報について(障がいや福祉サービス等の情報をどこから得ていますか)

18歳未満の回答は、「相談支援事業所(相談室るーぷ等)」が37.9%で最も多く、次いで「友人、知人、家族」36.2%、「インターネット」34.5%の順となっています。

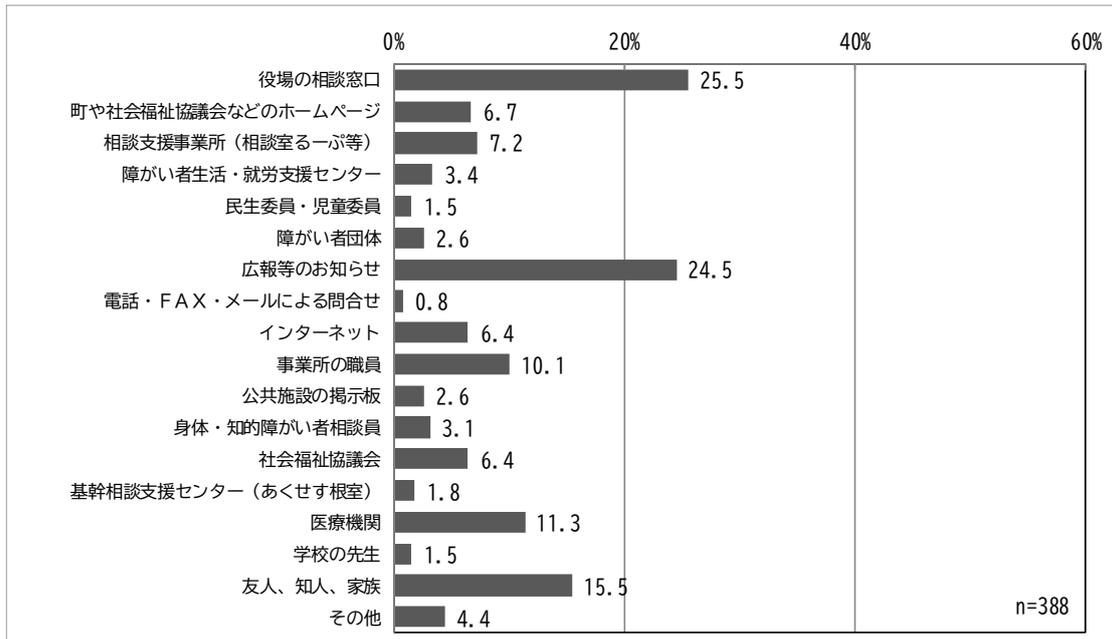
18歳以上の回答は、「役場の相談窓口」が25.5%で最も多く、次いで「広報等のお知らせ」24.5%、「友人、知人、家族」15.5%の順となっています。身体障害は「広報等のお知らせ」、知的障害は「相談支援事業所(相談室るーぷ等)」「事業所の職員」、精神障害は「役場の相談窓口」「医療機関」の割合が多くなっています。

【18歳未満】



属性	区分	全体	情報源																	
			役場の相談窓口	町や社会福祉協議会などのホームページ	相談支援事業所(相談室るーぷ等)	障がい者生活・就労支援センター	民生委員・児童委員	障がい者団体	広報等のお知らせ	電話・FAX・メールによる問合せ	インターネット	事業所の職員	公共施設の掲示板	身体・知的障がい者相談員	社会福祉協議会	基幹相談支援センター(あくせす根室)	医療機関	認定子ども園やへき地保育園・学校の先生	友人、知人、家族	その他
総数	-	100.0	24.1	5.2	37.9	1.7	1.7	1.7	13.8	0.0	34.5	17.2	5.2	0.0	1.7	1.7	27.6	31.0	36.2	0.0
		58	14	3	22	1	1	1	8	0	20	10	3	0	1	1	16	18	21	0
障害種別	身体障害	100.0	16.7	16.7	50.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	33.3	0.0
		6	1	1	3	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	1	2	0
	知的障害	100.0	40.7	3.7	37.0	0.0	0.0	0.0	18.5	0.0	33.3	7.4	3.7	0.0	3.7	3.7	48.1	25.9	22.2	0.0
	27	11	1	10	0	0	0	5	0	9	2	1	0	1	1	13	7	6	0	
精神障害	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	

【18歳以上】



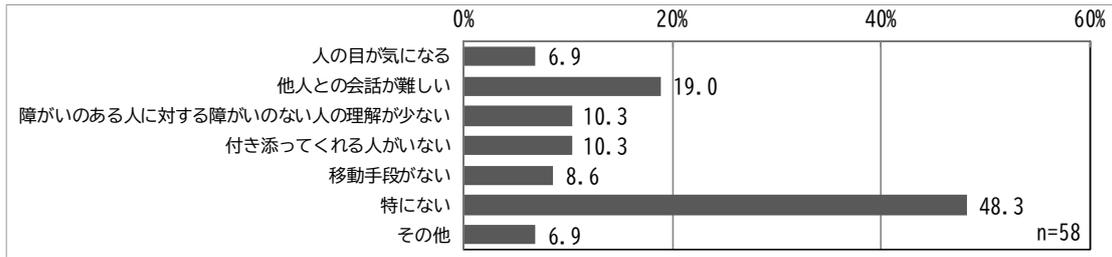
属性	区分	全体	情報源																	
			職場の相談窓口	町や社会福祉協議会などのホームページ	相談支援事業所（相談室一が等）	障がい者生活・就労支援センター	民生委員・児童委員	障がい者団体	広報等のお知らせ	電話・FAX・メールによる問合せ	インターネット	事業所の職員	公共施設の掲示板	身体・知的障がい者相談員	社会福祉協議会	基幹相談支援センター（あくせす根室）	医療機関	学校の先生	友人、知人、家族	その他
総数	-	100.0 388	25.5 99	6.7 26	7.2 28	3.4 13	1.5 6	2.6 10	24.5 95	0.8 3	6.4 25	10.1 39	2.6 10	3.1 12	6.4 25	1.8 7	11.3 44	1.5 6	15.5 60	4.4 17
障害種別	身体障害	100.0 269	27.9 75	7.1 19	5.6 15	2.2 6	2.2 6	2.2 6	28.3 76	1.1 3	4.8 13	7.1 19	2.2 6	2.6 7	6.7 18	1.1 3	11.5 31	0.4 1	13.8 37	4.5 12
	知的障害	100.0 70	18.6 13	4.3 3	21.4 15	7.1 5	0.0 0	7.1 5	5.7 4	0.0 0	5.7 4	27.1 19	4.3 3	5.7 4	4.3 3	4.3 3	5.7 4	5.7 4	11.4 8	1.4 1
	精神障害	100.0 46	34.8 16	2.2 1	10.9 5	6.5 3	0.0 0	0.0 0	17.4 8	0.0 0	4.3 2	2.2 1	0.0 0	0.0 0	8.7 4	2.2 1	15.2 7	2.2 1	10.9 5	6.5 3

⑤-1 外出や移動について(外出するときに困っていることは何ですか)

18歳未満の回答は、「特にない」が48.3%で最も多く、次いで「他人との会話が難しい」19.0%、「障がいのある人に対する障がいのない人の理解が少ない」「付き添ってくれる人がいない」10.3%の順となっています。

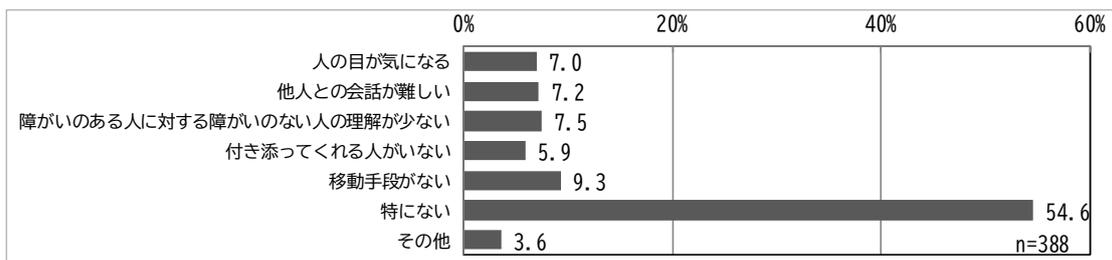
18歳以上の回答は、「特にない」が54.6%で最も多く、次いで「移動手段がない」9.3%、「障がいのある人に対する障がいのない人の理解が少ない」7.5%の順となっています。

【18歳未満】



属性	区分	全体	人の目が気になる	他人との会話が難しい	障がいのない人の理解が少ない	付き添ってくれる人がいない	移動手段がない	特にない	その他
総数	-	100.0	6.9	19.0	10.3	10.3	8.6	48.3	6.9
		58	4	11	6	6	5	28	4
障害種別	身体障害	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
		6	0	0	0	0	0	6	0
	知的障害	100.0	7.4	22.2	14.8	11.1	11.1	37.0	14.8
		27	2	6	4	3	3	10	4
精神障害	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	1	0	0	0	1	0	0	0	

【18歳以上】



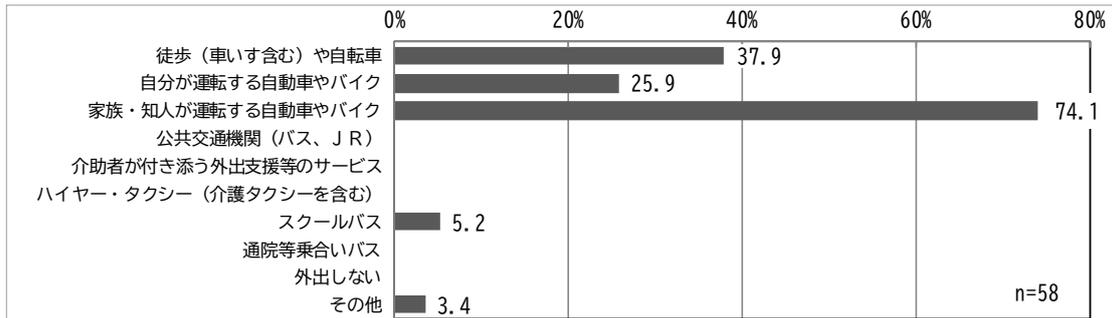
属性	区分	全体	人の目が気になる	他人との会話が難しい	障がいのない人の理解が少ない	付き添ってくれる人がいない	移動手段がない	特にない	その他
総数	-	100.0	7.0	7.2	7.5	5.9	9.3	54.6	3.6
		388	27	28	29	23	36	212	14
障害種別	身体障害	100.0	6.3	6.3	6.3	6.3	8.6	52.8	3.3
		269	17	17	17	17	23	142	9
	知的障害	100.0	7.1	12.9	18.6	7.1	10.0	54.3	2.9
		70	5	9	13	5	7	38	2
精神障害	100.0	13.0	13.0	6.5	2.2	21.7	50.0	2.2	
	46	6	6	3	1	10	23	1	

⑤-2 外出や移動について(主な移動手段は何ですか)

18歳未満の回答は、「家族・知人が運転する自動車やバイク」が74.1%で最も多く、次いで「徒歩(車いす含む)や自転車」37.9%、「自分が運転する自動車やバイク」25.9%の順となっています。

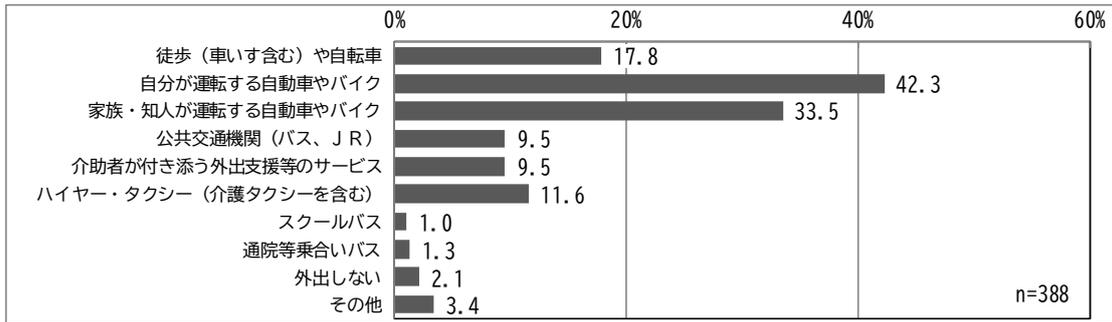
18歳以上の回答は、「自分が運転する自動車やバイク」が42.3%で最も多く、次いで「家族・知人が運転する自動車やバイク」33.5%、「徒歩(車いす含む)や自転車」17.8%の順となっています。

【18歳未満】



属性	区分	全体	徒歩(車いす含む)や自転車	自分が運転する自動車やバイク	家族・知人が運転する自動車やバイク	公共交通機関(バス、JR)	介助者が付き添う外出支援等のサービス	ハイヤー・タクシー(介護タクシーを含む)	スクールバス	通院等乗合いバス	外出しない	その他
総数	-	100.0 58	37.9 22	25.9 15	74.1 43	0.0 0	0.0 0	0.0 0	5.2 3	0.0 0	0.0 0	3.4 2
障害種別	身体障害	100.0 6	33.3 2	50.0 3	83.3 5	0.0 0	0.0 0	0.0 0	16.7 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	知的障害	100.0 27	33.3 9	29.6 8	66.7 18	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	7.4 2
	精神障害	100.0 1	0.0 0	100.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0

【18歳以上】

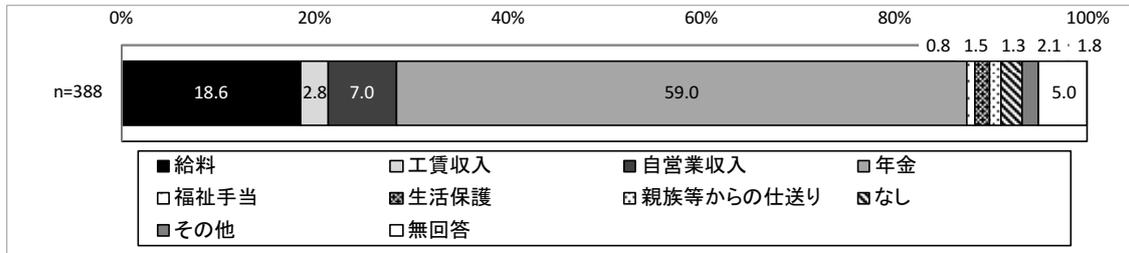


属性	区分	全体	徒歩（車いす含む） や 自転車	自分 が運 転す る自 動 車 や バ イ ク	家 族 ・ 知 人 が 運 転 す る 自 動 車 や バ イ ク	公 共 交 通 機 関 （ バ ス 、 J R ）	介 助 者 が 付 き 添 う 外 出 支 援 等 の サ ー ビ ス	ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー （ 介 護 タ ク シ ー を 含 む ）	ス ク ー ル バ ス	通 院 等 乗 合 い バ ス	外 出 し な い	そ の 他
総数	-	100.0	17.8	42.3	33.5	9.5	9.5	11.6	1.0	1.3	2.1	3.4
		388	69	164	130	37	37	45	4	5	8	13
障害種別	身体障害	100.0	13.4	45.7	33.5	6.3	8.2	10.8	1.1	1.9	2.6	4.1
		269	36	123	90	17	22	29	3	5	7	11
		100.0	34.3	24.3	34.3	12.9	18.6	14.3	1.4	0.0	0.0	4.3
	知的障害	70	24	17	24	9	13	10	1	0	0	3
	精神障害	100.0	30.4	34.8	32.6	19.6	2.2	13.0	4.3	2.2	4.3	0.0
		46	14	16	15	9	1	6	2	1	2	0

⑥-1 収入や就労について(主な収入源について)

18歳以上の回答は、「年金」が59.0%で最も多く、次いで「給料」18.6%、「自営業収入」7.0%の順となっています。身体障害は「年金」、知的障害は「年金」「給料」のほか、「工賃収入」の割合が多くなっています。

【18歳以上】

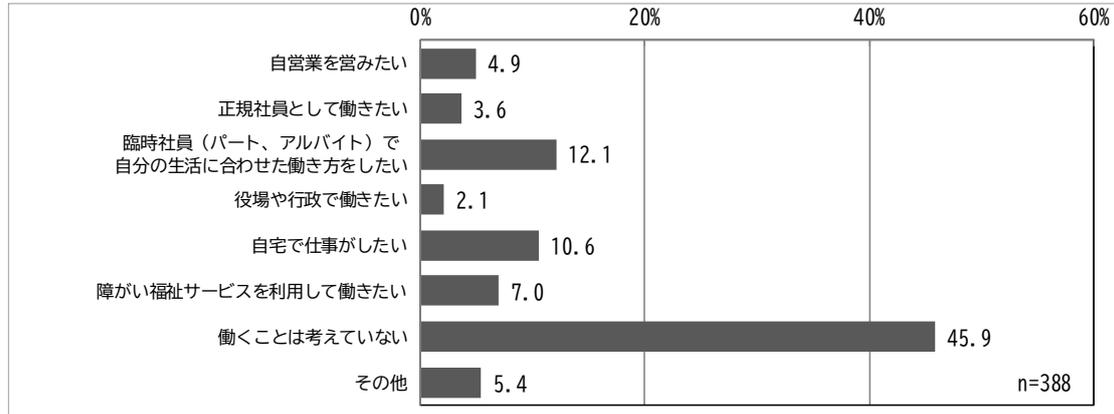


属性	区分	全体	収入源									
			給料	工賃収入	自営業収入	年金	福祉手当	生活保護	親族等からの仕送り	なし	その他	無回答
総数	-	100.0	18.6	2.8	7.0	59.0	0.8	1.5	1.3	2.1	1.8	5.2
		388	72	11	27	229	3	6	5	8	7	20
障害種別	身体障害	100.0	14.9	0.4	7.4	65.1	0.7	1.5	1.9	1.5	0.7	5.9
		269	40	1	20	175	2	4	5	4	2	16
	知的障害	100.0	32.9	14.3	2.9	35.7	2.9	1.4	0.0	2.9	4.3	2.9
		70	23	10	2	25	2	1	0	2	3	2
	精神障害	100.0	21.7	2.2	4.3	54.3	2.2	2.2	0.0	2.2	2.2	8.7
		46	10	1	2	25	1	1	0	1	1	4

⑥-2 収入や就労について(今後どのような働き方がしたいか)

18歳以上の回答は、「働くことは考えていない」が45.9%で最も多く、次いで「臨時社員(パート、アルバイト)で自分の生活に合わせた働き方をしたい」12.1%、「自宅で仕事がしたい」10.6%の順となっています。

【18歳以上】



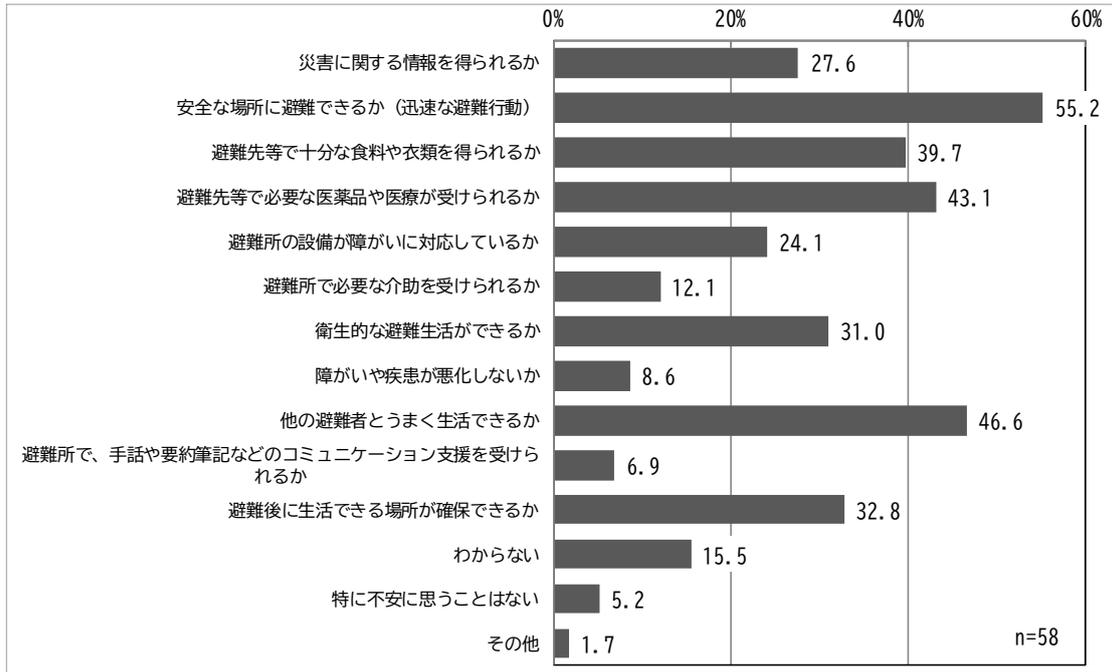
属性	区分	全体	自営業を営みたい	正規社員として働きたい	臨時社員(パート、アルバイト)で自分の生活に合わせた働き方をしたい	役場や行政で働きたい	自宅で仕事がしたい	障がい福祉サービスを利用して働きたい	働くことは考えていない	その他
総数	-	100.0	4.9	3.6	12.1	2.1	10.6	7.0	45.9	5.4
		388	19	14	47	8	41	27	178	21
障害種別	身体障害	100.0	4.5	2.6	8.9	2.2	10.4	3.3	51.3	5.2
		269	12	7	24	6	28	9	138	14
	知的障害	100.0	5.7	8.6	18.6	0.0	7.1	30.0	24.3	5.7
		70	4	6	13	0	5	21	17	4
精神障害	100.0	8.7	8.7	19.6	4.3	13.0	6.5	37.0	2.2	
	46	4	4	9	2	6	3	17	1	

⑦ 災害時等の緊急時の対応について(災害時に不安に思うことは何か)

18歳未満の回答は、「安全な場所に避難できるか(迅速な避難行動)」が55.2%で最も多く、次いで「他の避難者とうまく生活できるか」46.6%、「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか」43.1%の順となっています。

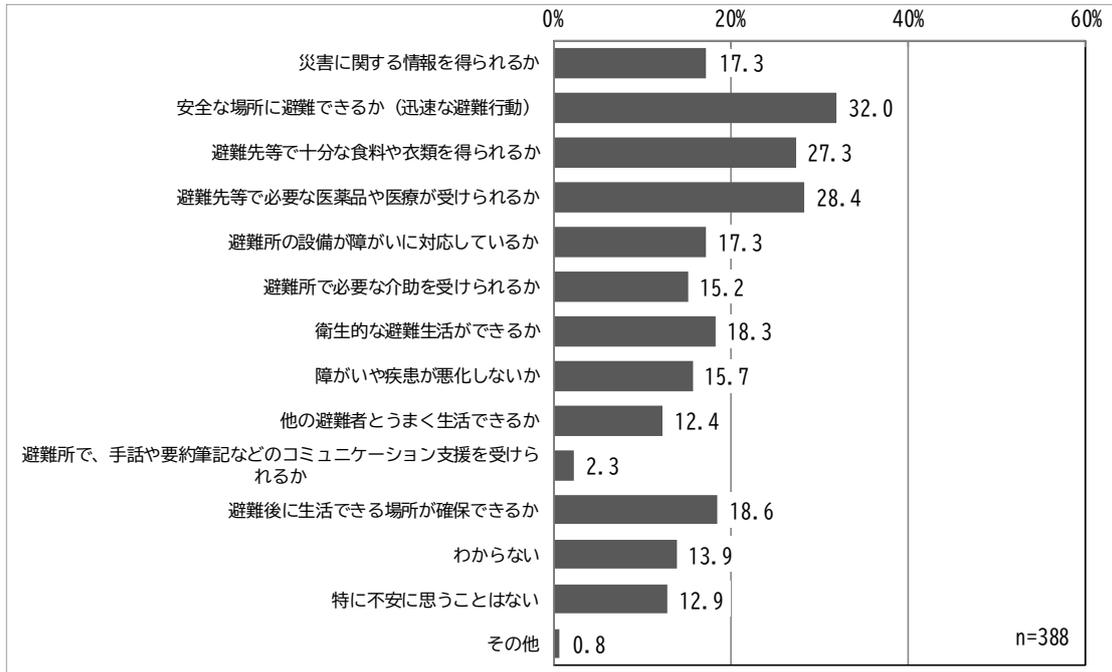
18歳以上の回答は、「安全な場所に避難できるか(迅速な避難行動)」が32.0%で最も多く、次いで「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか」28.4%、「避難先等で十分な食料や衣類を得られるか」27.3%の順となっています。

【18歳未満】



属性	区分	全体	災害に関する情報を得られるか	安全な場所に避難できるか	避難先等で十分な食料や衣類を得られるか	避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか	避難所の設備が障がいに対応しているか	避難所で必要な介助を受けられるか	衛生的な避難生活ができるか	障がいや疾患が悪化しないか	他の避難者とうまく生活できるか	避難所で、手話や要約筆記などのコミュニケーション支援を受けられるか	避難後に生活できる場所が確保できるか	わからない	特に不安に思うことはない	その他
総数	-	100.0	27.6	55.2	39.7	43.1	24.1	12.1	31.0	8.6	46.6	6.9	32.8	15.5	5.2	1.7
		58	16	32	23	25	14	7	18	5	27	4	19	9	3	1
障害種別	身体障害	100.0	0.0	33.3	16.7	50.0	33.3	16.7	33.3	16.7	50.0	0.0	33.3	16.7	0.0	0.0
		6	0	2	1	3	2	1	2	1	3	0	2	1	0	0
	知的障害	100.0	22.2	55.6	40.7	48.1	33.3	11.1	33.3	18.5	59.3	11.1	33.3	7.4	0.0	3.7
	27	6	15	11	13	9	3	9	5	16	3	9	2	0	1	
精神障害	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0

【18歳以上】

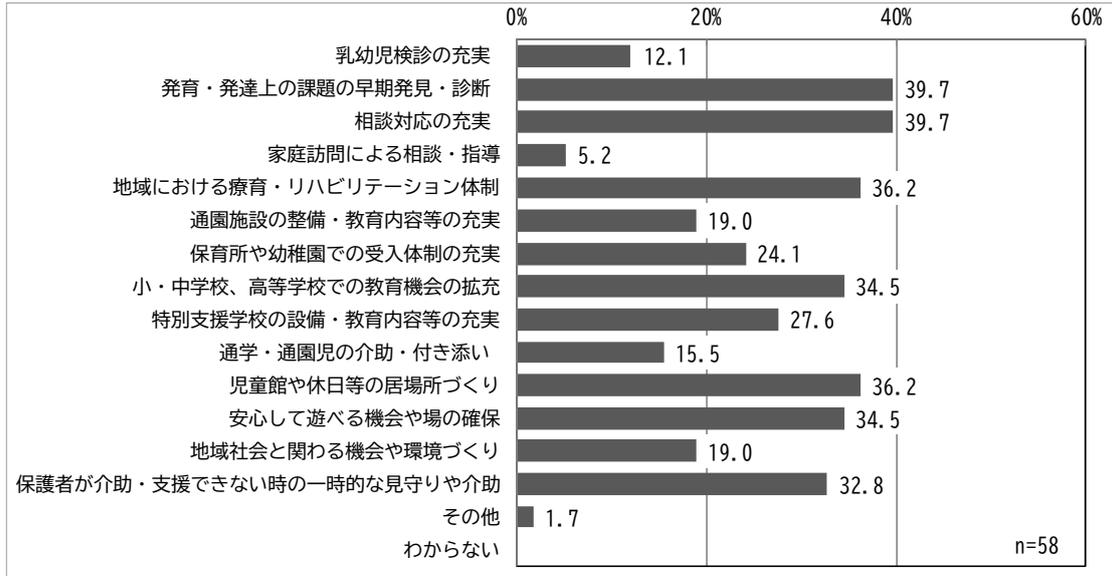


属性	区分	全体	災害に関する情報を得られるか	安全な場所に避難できるか（迅速な避難行動）	避難先等で十分な食料や衣類を得られるか	避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか	避難所の設備が障がいに対応しているか	避難所で必要な介助を受けられるか	衛生的な避難生活ができるか	障がいや疾患が悪化しないか	他の避難者とうまく生活できるか	避難所で、手話や要約筆記などのコミュニケーション支援を受けられるか	避難後に生活できる場所が確保できるか	わからない	特に不安に思うことはない	その他
			割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
総数	-	100.0	17.3	32.0	27.3	28.4	17.3	15.2	18.3	15.7	12.4	2.3	18.6	13.9	12.9	0.8
		388	67	124	106	110	67	59	71	61	48	9	72	54	50	3
障害種別	身体障害	100.0	18.6	29.7	25.3	29.0	21.6	17.5	17.1	16.0	9.7	2.2	17.5	11.5	13.4	1.1
		269	50	80	68	78	58	47	46	43	26	6	47	31	36	3
	知的障害	100.0	8.6	34.3	25.7	15.7	14.3	17.1	15.7	7.1	17.1	4.3	15.7	18.6	8.6	0.0
	70	6	24	18	11	10	12	11	5	12	3	11	13	6	0	
精神障害	100.0	21.7	43.5	30.4	32.6	6.5	6.5	28.3	28.3	15.2	2.2	23.9	19.6	6.5	0.0	
	46	10	20	14	15	3	3	13	13	7	1	11	9	3	0	

⑧ 障がい児等への支援について(特に重要だと思うものは何ですか)

18歳未満の回答は、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」「相談対応の充実」が39.7%で最も多く、次いで「地域における療育・リハビリテーション体制」「児童館や休日等の居場所づくり」36.2%、「小・中学校、高等学校での教育機会の拡充」「安心して遊べる機会や場の確保」34.5%の順となっています。

【18歳未満】



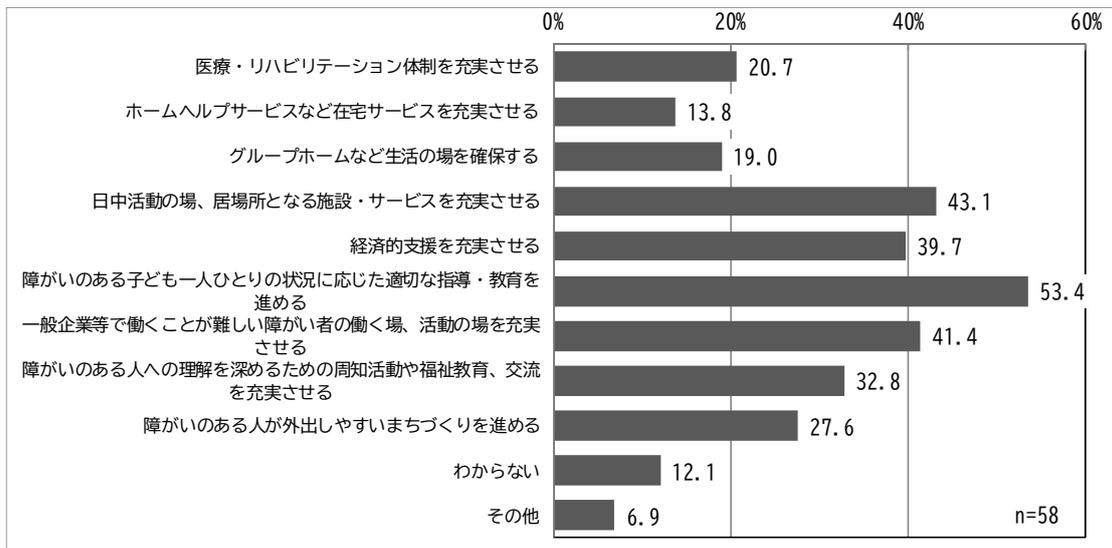
属性	区分	全体	乳幼児検診の充実	発育・発達上の課題の早期発見・診断	相談対応の充実	家庭訪問による相談・指導	地域における療育・リハビリテーション体制	通園施設の整備・教育内容等の充実	保育所や幼稚園での受入体制の充実	小・中学校、高等学校での教育機会の拡充	特別支援学校の設備・教育内容等の充実	通学・通園児の介助・付き添い	児童館や休日等の居場所づくり	安心して遊べる機会や場の確保	地域社会と関わる機会や環境づくり	保護者が介助・支援できない時の一時的な見守りや介助	その他	わからない
総数	-	100.0	12.1	39.7	39.7	5.2	36.2	19.0	24.1	34.5	27.6	15.5	36.2	34.5	19.0	32.8	1.7	0.0
		58	7	23	23	3	21	11	14	20	16	9	21	20	11	19	1	0
障害種別	身体障害	100.0	16.7	16.7	33.3	0.0	66.7	0.0	16.7	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	0.0	66.7	16.7	0.0
		6	1	1	2	0	4	0	1	1	1	2	1	1	0	4	1	0
	知的障害	100.0	18.5	48.1	37.0	11.1	37.0	18.5	14.8	48.1	25.9	14.8	33.3	33.3	25.9	37.0	0.0	0.0
	27	5	13	10	3	10	5	4	13	7	4	9	9	7	10	0	0	
精神障害	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0

⑨ 障がい福祉のまちづくりについて(充実させるべきことは何ですか)

18歳未満の回答は、「障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な指導・教育を進める」が53.4%で最も多く、次いで「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実させる」43.1%、「一般企業等で働くことが難しい障がい者の働く場、活動の場を充実させる」41.4%の順となっています。

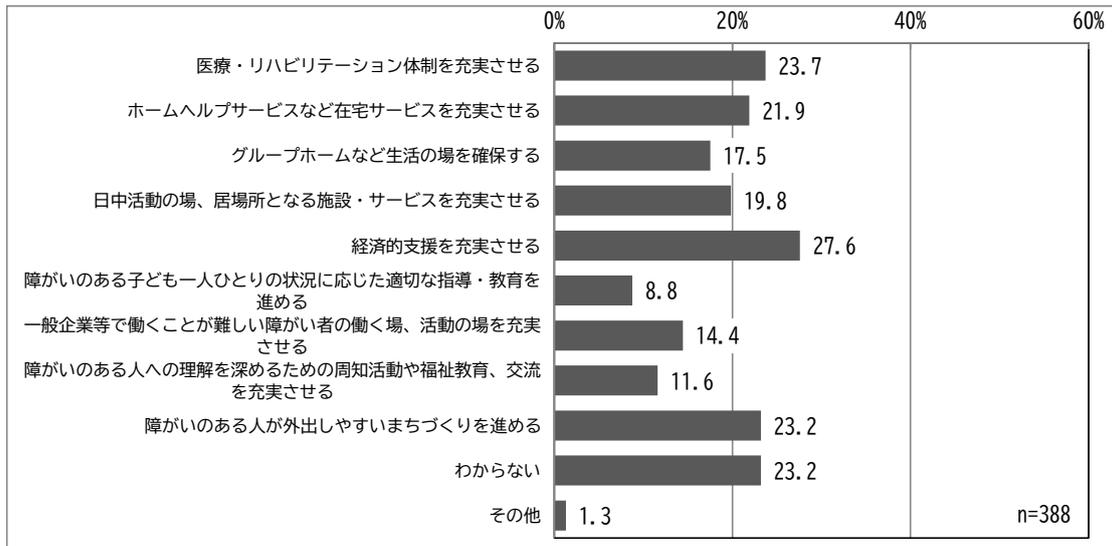
18歳以上の回答は、「経済的支援を充実させる」が27.6%で最も多く、次いで「医療・リハビリテーション体制を充実させる」23.7%、「障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進める」「わからない」23.2%の順となっています。

【18歳未満】



属性	区分	全体	医療・リハビリテーションを充実させる体制	ホームヘルプサービスを充実させる在宅	グループホームなど生活の場を確保する	日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実させる	経済的支援を充実させる	障がいのある子ども一人ひとりに適切な指導・教育を進める	障がい者の働く場、活動の場を充実させる	一般企業等で働くことが難しい障がい者の働く場、活動の場を充実させる	障がいのある人への理解を深めるための周知活動や福祉教育、交流を充実させる	障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進める	わからない	その他
			割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
総数	-	100.0 58	20.7 12	13.8 8	19.0 11	43.1 25	39.7 23	53.4 31	41.4 24	32.8 19	27.6 16	12.1 7	6.9 4	
障害種別	身体障害	100.0 6	33.3 2	0.0 0	0.0 0	16.7 1	50.0 3	33.3 2	16.7 1	16.7 1	0.0 0	33.3 2	16.7 1	
	知的障害	100.0 27	29.6 8	18.5 5	22.2 6	55.6 15	44.4 12	44.4 12	55.6 15	37.0 10	29.6 8	14.8 4	7.4 2	
	精神障害	100.0 1	100.0 1	100.0 1	100.0 1	100.0 1	100.0 1	100.0 1	100.0 1	100.0 1	100.0 1	0.0 0	100.0 1	

【18歳以上】



属性	区分	全体	医療・リハビリテーション体制を充実させる	ホームヘルプサービスを充実させる	グループホームなど生活の場を確保する	日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実させる	経済的支援を充実させる	障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な指導・教育を進める	障がいのある人への理解を深めるための周知活動や福祉教育、交流を充実させる	障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進める	わからない	その他	
総数	-	100.0 388	23.7 92	21.9 85	17.5 68	19.8 77	27.6 107	8.8 34	14.4 56	11.6 45	23.2 90	23.2 90	1.3 5
障害種別	身体障害	100.0 269	24.5 66	19.7 53	16.4 44	19.0 51	27.9 75	5.9 16	9.7 26	8.9 24	23.0 62	19.3 52	0.7 2
	知的障害	100.0 70	11.4 8	15.7 11	22.9 16	20.0 14	22.9 16	12.9 9	24.3 17	14.3 10	25.7 18	35.7 25	1.4 1
	精神障害	100.0 46	23.9 11	26.1 12	23.9 11	10.9 5	37.0 17	6.5 3	19.6 9	19.6 9	23.9 11	19.6 9	2.2 1

(5) 調査総括

① ご本人の状況などについて

アンケート調査の対象者の年齢は、18歳以上では、65歳以上の高齢者が6割以上を占めており、身体障害においては7割以上となっています。

一緒に暮らしている人では、18歳未満では「本人の父母」が96.4%とほとんどを占めます。18歳以上では、「夫または妻」が半数近くを占めますが、「一人暮らし」と回答した方も2割近くみられます。

高齢者や一人暮らしの方が地域において生活を継続できるよう、福祉サービス等の充実が必要です。

② 相談支援体制について

相談支援体制について望むことでは、18歳未満では「子どもの療育・発達支援に関する専門的な相談」が半数以上で最も多くなっており、18歳以上では、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が3割以上と多くなっており、専門性を持った窓口の充実が求められています。

③ 情報について

障がいや福祉サービス等の情報の入手先では、18歳未満では、「相談支援事業所(相談室ら一ぷ等)」が4割近くと最も多く、「インターネット」も3割以上と多くなっています。18歳以上では、「役場の相談窓口」、「広報等のお知らせ」が多くなっていることから、インターネットを含めた情報提供の充実が必要です。

④ 外出や移動手段について

外出時に困ることでは、18歳未満では、「他人との会話が難しい」、「障がいのある人に対する障がいのない人の理解が少ない」の回答が一定数みられ、18歳以上では、「移動手段がない」、「障がいのある人に対する障がいのない人の理解が少ない」の回答がみられたことから、障がいへの理解を深めるための広報啓発が必要です。

また、外出時の主な手段では、「家族・知人が運転する自動車やバイク」が7割以上で最も多く、次いで「徒歩(車いす含む)や自転車」が4割近くとなっています。18歳以上では、「自分が運転する自動車やバイク」が4割以上で最も多く、次いで「家族・知人が運転する自動車やバイク」が3割以上となっています。

自分で運転できない方などへの支援として、実現可能な移動手段について体制の整備が必要です。

⑤ 収入や就労について(18歳以上のみ)

主な収入源では、「年金」が6割近くで最も多く、次いで「給料」の2割近くとなっています。

今後希望する働き方では、「働くことは考えていない」が半数近くで最も多くなっていますが、「臨時社員(パート、アルバイト)で自分の生活に合わせた働き方をしたい」、「自宅で仕事がしたい」も一定数みられます。

障がい者の状況や環境にあわせた働き方が出来るよう、障がい福祉サービスの充実を含めた就労環境の整備が必要です。

⑥ 災害時の避難等について

災害時に不安に思うことでは、18歳未満では、「安全な場所に避難できるか(迅速な避難行動)」、「他の避難者とうまく生活できるか」、「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか」等の意見が多くなっています。18歳以上では、「安全な場所に避難できるか(迅速な避難行動)」、「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか」などが多くなっていることから、障がい特性に配慮した災害対策が求められています。

⑦ 障がい福祉のまちづくりについて

障がいのある人ひとが自立した生活を送るために充実させるべきだと考えられる施策では、18歳未満では、「障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な指導・教育を進める」、「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実させる」が多く、教育体制の整備や日中の居場所の確保などが求められています。

18歳以上では、「経済的支援を充実させる」、「医療・リハビリテーション体制を充実させる」等の意見が多くなっています。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



別海町障がい者計画(第3期)における基本理念「障がいのある人もない人も 一人ひとりが輝く共生のまちの実現」が重要であることから、引き続き本計画の基本理念として、次のとおり定めます。

障がいのある人もない人も 一人ひとりが輝く共生のまちの実現

上記に掲げた基本理念は、障がいのある人もない人も、互いの個性を尊重し、あるがままの姿を認めあい、一人ひとりが自分らしく生活していくことのできるまちづくりの実現を目指すものです。

そのためには、あらゆる面において障がいのある人に対する差別をなくし、また、障がいのある人の活動・社会参加を制約するような障壁を除くことが必要です。そして、障がいのある人が地域の中で安心して質の高い生活を営むことができる社会を目指します。

また、障がいのある人の実質的な自立と社会参加を実現するためには、障がいのある人自身やその家族が、十分な情報提供を受け、必要なサービスを利用しながら、社会との関係を構築し、自立と社会参加に向けた意識をもつことも必要です。

【関連する SDGsの目標】



2 基本目標（施策展開の基本方向）



本計画を推進するにあたって目指す目標を掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、いきいきと共生する社会の実現を目指します。

基本目標 1

日々の暮らしの充実を支えるまち



相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、地域での住まいや介護の担い手となる人材の確保に努め、障がいのある人を取り巻く様々な障壁を取り除くとともに、一人ひとりの障がいのある人の置かれた状況や、ライフステージ等に応じて、必要となる生活基盤や支援の充実を図り、誰もが地域社会で安心して暮らせるようなまちをつくります。

障がいのある人が、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活を継続するために、障がいのある人の自己選択・自己決定を最大限に尊重し、より身近な地域での多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実を図ります。

基本目標 2

社会参加に向けた自立を支えるまち



障がいのある人の多様な生き方や働き方が尊重され、個性と能力を十分に発揮し自己実現を図ることができるまちをつくります。

障がいのある人が、自らの選択と決定により主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供に努めます。

また、本人の希望や障がい特性に応じて、地域での就労・雇用の場をいかに確保していくかなど就労支援を促進するとともに、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進します。

基本方針 3

共に支えあう共生のまち



障がいのある人もない人も、地域社会を構成する一員として尊重しあい、支えあいながら、差別や偏見がなく、共に暮らし、働き、学び、憩えるまちをつくります。

共に支えあう共生のまちを実現するためには、町民のみんなが障がいのある人を取り巻く状況や障がいのある人・障がいに対する正しい理解と認識をもつことが必要です。

障がいのある人に優しい社会は、誰もが暮らしやすい社会であるとの認識を深めるために、障がいのある人との交流の場を積極的に設けます。

また、障害者差別解消法に基づく「合理的な配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」を遵守し、法の周知に努め、住民や事業所の理解を深めます。



3 施策の体系

基本 目標	大項目	中項目
1. 日々の暮らしの充実を支えるまち	(1)相談支援体制の整備	① 広報・情報提供の充実
		② 相談支援体制の構築
	(2)生活支援の充実	① 在宅生活への支援(必要なサービスの確保)
		② 日中活動の場の充実
		③ 生活の場の確保
		④ 居住環境等の整備・改善
		⑤ 各種制度の活用
	(3)保健・医療の充実	① 健康づくりの推進
		② 地域における医療体制等の充実
		③ 障がいの予防と早期発見・早期療育の推進
		④ こころの健康づくり
		⑤ 難病患者等への支援
2. 社会参加に向けた自立を支えるまち	(1)教育・療育の充実 (学ぶ)	① 療育・障がい児教育の充実
		② 障がいのある子どもの地域生活・家庭支援
		③ 発達に不安のある子ども等への支援体制の確保
	(2)雇用・就労の推進 (働く)	① 福祉的就労の場の確保
		② 雇用・就労の促進
	(3)社会参加の促進 (楽しむ)	① 移動・意思疎通に関する支援
		② スポーツ・文化活動等の振興
		③ 社会参加の促進
	3. 共に支えあう共生のまち	(1)啓発と交流の促進
② 差別及び虐待防止のための取り組み		
③ 権利擁護の推進		
④ 福祉教育・福祉学習の推進		
(2)地域福祉・安全対策の 推進		① 地域における福祉活動の推進
		② 地域生活の安心・安全の確保
		③ 防災対策の推進

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

＜基本目標1＞日々の暮らしの充実を支えるまち



(1) 相談支援体制の整備

現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がい福祉サービスの適切な利用や、障がいのある人とその家族が抱える複合的な課題やニーズを適切に把握し、支援するための相談支援体制の整備が重要です。

相談支援の窓口は、障がいのある人にとって相談しやすいものであることが求められるとともに、障がいのある人やその家族のニーズは多様化しており、より専門的な相談支援の提供が必要となります。

また、全ての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、必要とする情報を十分に取得し、利用することができ、誰とでも意思疎通できることが大切であり、障がいの種類や程度、特性に応じて、高度情報通信ネットワークや情報通信技術を活用するとともに、意思疎通の支援を行う手話通訳者等の派遣や養成を行う必要があります。

障がい者に対するアンケート調査では、相談場所や情報の入手先として、福祉施設や病院(医師や看護師)とともに、役場を選択している人も多いことがわかりました。

本町では、相談窓口に社会福祉士、精神保健福祉士、ピアカウンセラー(身体)等を配置し、専門的な相談対応を行っています。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に合わせて、町独自の職員対応要領やサポートブックを作成し、相談等に的確に対応すべく町職員に対する意識の啓発や、新規採用職員への継続的研修を行っています。

さらに、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点として委託し、24時間、365日の相談体制を確保し、連携して権利擁護や必要な支援を行っています。

今後も、障がいのある人が地域で充実した暮らしが継続できるよう、本人の自己決定を尊重した、意思決定支援が行われるよう、充実を図ります。

① 広報・情報提供の充実

施策	取組の内容
「障がい者(児)福祉のしおり」の作成	障がいのある人とその家族等の利用を目的とした、相談機関、福祉サービス、各種助成制度を網羅する「障がい者(児)福祉のしおり」を作成し、ホームページへの掲載や、各公共施設等への備置により、継続的に周知を行います。
制度改革等の周知・広報	国の制度改革に伴い、広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体や、サービス事業所、関係機関・団体等を通じた情報提供に努め、広く周知を図ります。
情報アクセシビリティの向上	全ての障がいのある人が等しく情報が得られるよう、日常生活用具の給付や、意思疎通支援者の養成や派遣等、情報が入手しやすい体制の充実に努めます。また、広報紙などの行政刊行物の発行や住民に対する情報提供に際しては、読上げソフトへの対応や色彩への配慮等、情報アクセシビリティの確保に努めます。

② 相談支援体制の構築

施策	取組の内容
相談支援の充実	町窓口には、より専門的な相談に対応できるよう、専門職(社会福祉士等)やピアカウンセラーを配置し、必要な情報の提供、助言などの各種相談支援事業の円滑な実施に努めます。 また、指定特定相談事業所「相談室るーぷ」に相談事業を委託し、24時間365日の相談体制を確保するとともに、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を根室圏域の基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点として委託し、広域的な相談支援体制の充実に努めます。
計画相談支援体制の充実	指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所と連携し、障がいの状況やライフステージ、家庭や住まいの状況等の生活課題、サービス利用意向などに応じた各種制度・事業、社会資源などについての情報提供に努めるとともに、障がいのある人が望む生活の実現に向け、相談支援の実施、サービス等利用計画の作成に努めます。
身近な相談機能の充実	障がいのある人にとって地域の身近な相談者となる身体・知的障がい者相談員や、民生委員児童委員等の活動支援に努めます。
協議会の機能の充実	障がいのある人や家族等への支援体制の整備を図るため、福祉、医療、教育、雇用等の関係者で構成される協議会を設置し、地域課題の協議や個別事例の検討等を行い、支援体制の整備に努めます。 また、障害者差別解消支援地域協議会の機能を付加し、実態把握や差別の解消に資する取組みに関する情報の収集、紛争の防止、解決に向けた協議等を行います。

(2) 生活支援の充実

現状と課題

障害者総合支援法では、多様な問題を抱えている障がいのある人が、地域での生活を希望する場合、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを利用し、地域で暮らし続けられるよう、総合的な福祉サービスの提供が求められています。このことは、障がいのある人が、だれと、どこで、どのように暮らすのかを自らが選択できる社会の実現であり、親なき後を想定し、家族等が元気なうちから独立して暮らすことができるようにしていくことが必要といえます。

さらに、障害者総合支援法や障害者差別解消法等の改正など、福祉分野の制度・施策の諸改革が進められる中、多様化する福祉ニーズを的確にとらえ、地域課題の発見と解決に向けた取組を積極的に進めることが求められています。

本町の障がい福祉サービス事業所は、グループホームは令和3年度に新設移転による統廃合により、4棟(定員合計:22人)となりましたが、居宅介護事業所等では介護職員の人材不足等により事業縮小など、サービス提供の継続に支障が出ています。

障がいのある人やその支援を行う家族が社会から孤立しないように地域全体で支える体制整備や、生活に必要な障がい福祉サービス等に従事する人材の育成や確保が喫緊の課題であり、障がいの有無や年齢に関係なく、誰もが自分らしく地域での尊厳のある暮らしができるよう、保健・医療・教育・福祉その他関係分野の総合的な連携の下に生活支援施策の一層の充実を図ります。

① 在宅生活への支援(必要なサービスの確保)

施策	取組の内容
居宅介護(ホームヘルプサービス)等の推進	障がいのある人が、地域社会の中で安心して、また自ら望む生活が送れるよう、障がいの種類や程度に応じた身体介護、家事援助、相談など適切なサービス提供体制の確保に努めます。
ヤングケアラーを含む家族への支援の推進	こころやからだに不調のある家族の介助や援助を行うケアラー(介護者)が孤立することのないよう地域で支える取組みを推進します。特に18歳未満のヤングケアラーは、自覚がなく表面化しづらいことに留意します。
レスパイトケアなどの推進	一時的に家庭での介護が困難になった場合や、家族の負担軽減を図るための短期入所や日中一時支援について、サービス事業所との調整により受け入れ体制の充実を図るなど、必要なときに利用できるサービス提供体制の確保に努めます。
その他の生活支援サービスの充実	障がいのある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など、障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。

② 日中活動の場の充実

施策	取組の内容
生活介護等の推進	施設入所者や自宅からの通所により、日中における生活を営むための必要な支援等が受けられる生活介護等の利用を推進します。
地域活動支援センターの実施	創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行うとともに、日常的な相談支援、サービス利用の援助などを行います。
社会資源の有効活用による日中活動の場の確保	社会資源の有効活用により、障がいのある人をはじめ、高齢者や子どもなど世代や分野を問わず交流できる居場所づくりを検討します。

③ 生活の場の確保

施策	取組の内容
グループホームの確保	障がいのある人が自立を目指す場として、また施設や病院から地域生活に移行するための生活の場として、グループホームの整備に努めます。
施設入所支援の提供	入所施設について、相談に応じ広域的な調整の下、適切なサービスの提供に努めます。
地域生活への移行に向けた取組みの推進	入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民などの理解と協力の下、地域生活への移行を円滑に図るための支援を関係者とともに検討し、相談支援などの取組みを進めます。

④ 居住環境等の整備・改善

施策	取組の内容
住宅施策に関する情報提供	住み慣れた自宅で、生涯を通じて安全で快適に住み続けられるよう、住まいのバリアフリー化に関する意義・各種支援制度・施策の情報提供や啓発活動を行います。
住宅改造に要する費用の助成など	在宅の身体障がい者を対象に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など、バリアフリー改修・改造に要する費用の一部を助成し、障がいのある人が安心して快適に暮らせる住居の整備を促進します。
公営住宅の整備	公営住宅の改修工事に関しては、障がいのある人等、ニーズの多様性等に配慮し、最大限可能な範囲においてユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めます。
外出しやすいまちづくり	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の基準を遵守し、町民が安心して暮らせるよう、障がい者用の駐車場、段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレの整備に努めます。また、民間施設等への協力を働きかけます。

⑤ 各種制度の活用

施策	取組の内容
各種制度の周知と利用促進	障がいのある人や家族の生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度など、適切に制度の周知を行い、有効活用を促します。
各種年金・手当などの給付	障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、国や北海道の制度に即した各種年金、手当などを給付します。
乳幼児等医療費の支給	子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、子どもに対する医療費の一部を保護者へ助成します。また、負担を軽減することにより、子どもの医療機関への適切な受診と医師の診断を受けることにつなげ、疾病の早期発見と治療を促進します。
利用者負担への配慮	自立支援給付に基づく障がい福祉サービスや、地域生活支援事業の利用に伴う自己負担額については、国における基本的な考え方や周辺自治体の動向を踏まえつつ、軽減措置などの配慮に努めます。

(3) 保健・医療の充実

現状と課題

健やかで心豊かに暮らすことは、すべての人の願いです。とりわけ疾病や障がいのある人にとって、それらの影響を軽減したり、健康を維持することは、自分らしく生活するうえでの重要な課題です。また、人生のいずれの時期に障がいをもっても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な治療や相談指導、情報提供等が受けられる体制づくりが求められています。

本町における幼児健康診査については、1歳6か月児と3歳児に健康診査を実施しており、未受診者については、受診を勧奨し健康状態を確認しています。

幼児健康診査では、医師・臨床心理士・保健師により、運動機能や精神発達の問題などを早期に発見し、健康診査の場面はもちろん、保護者の希望に応じて随時発達相談を実施しています。また、就学を見据えた発達相談・健康相談として、5歳児相談を実施し、必要に応じて子ども発達支援センターや北海道立旭川子ども総合療育センター等の専門相談へつないでいます。

本町における就学時に特別支援教育が必要とされる子どもは、3歳児健康診査までに何らかの発達の遅れや偏りがみられます。しかし、必ずしも早期の療育につながらない場合があります。保護者の受け止めに寄り添った支援が必要です。

また、虐待の予防と早期発見については、健康診査を通して子育ての状況を把握し、保護者への情報提供と相談対応により、継続した支援と必要に応じた関係部署との連携が必要です。

今後も、障がいやその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期療育・早期治療を図るとともに、障がいのある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と連携を密にしながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、リハビリテーション等の充実に努めます。

① 健康づくりの推進

施策	取組の内容
健康意識の普及	健康教育の充実や広報活動等を通じて、疾病や外傷の予防、治療方法など、町民への正しい知識の普及を図ります。また、町民一人ひとりの心身の健康、食事や栄養について相談に応じ、個人の健康状態に応じた適切な指導や助言が行えるよう、健康相談事業の充実に努めます。 障がいのある人の参加を促進し、日常的な健康管理について相談指導を行います。
生活習慣病の予防と早期発見	生活習慣病の予防と早期発見に向け、学校や地域、職域における各種健診を適切に実施し、要観察者に対する保健指導、医療機関などへの受診勧奨に努めます。

② 地域における医療体制等の充実

施策	取組の内容
在宅医療サービスの充実	障がいのある人が自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療、訪問看護などの充実に向けて関係機関に働きかけるとともに、地域における診療体制に関する情報の収集と提供に努めます。
自立支援医療の円滑な実施	身体障がいの状態を軽減するための医療(更生医療・育成医療)及び精神疾患に対する継続的な治療(精神通院医療)などに要した費用の一部、又は全部を公費負担する自立支援医療の円滑な実施に努めます。
リハビリテーション体制の充実	今後、さらに進んでいく核家族化・高齢化に伴う多様な障がいに対して、継続的、総合的なりハビリテーションを提供できるよう関係機関と連携し地域包括ケアシステムの充実に寄与できるよう体制の充実に努めます。
生活能力の維持・向上などの支援	入所施設や病院を退所・退院した人が、地域生活を営むために必要な身体機能・生活能力の向上などを支援する自立訓練(機能訓練・生活訓練)の推進に努めます。
医療的ケア児支援のための体制の充実	医療的ケア児支援について、保健、医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

③ 障がいの予防と早期発見・早期療育の推進

施策	取組の内容
妊産婦に対する支援の充実	妊産婦に対する健康教育・相談や各種健診や、母子手帳交付時の他にも面談を行い、ハイリスク妊婦等を早期に把握し、関係機関と連携をとり迅速な対応に努めます。
乳幼児健診などの実施	乳幼児健診の実施等を通じて、運動発達及び適切な体重増加と栄養状態を確認し、保護者の育児を支援するために情報提供と相談支援を実施します。また、医師の所見により必要時精密検査を勧奨するなど、障がいの原因となる疾病の発生予防や発育発達上の課題の早期発見・治療・療育に向けた体制の充実に努めます。
育児相談や保護者支援などの実施	乳幼児の健全育成を目指し医療機関や保健所、療育機関と連携し、乳幼児の発達、心理、育児相談など保護者や家族に対する相談支援体制の充実に努めます。 病気や障がいをもつハイリスク児の把握と支援については、母子保健事業全般にわたって実施し、「養育者支援保健・医療連携システム」により、子どもと家庭の状況を情報共有し、早期に適切な支援ができるよう努めます。 また、支援が必要な母子については、保健課と母子健康センター間で、随時情報を共有し、福祉課との定期的な情報共有により、支援方針の検討を行うなど、虐待予防に努めます。

施策	取組の内容
幼稚園や学校における定期健康診断	身体的疾病などの早期発見・治療を進めるため、幼稚園や学校における健康診断の実施に努めます。

④ こころの健康づくり

施策	取組の内容
こころの健康づくりの推進	住民が、ストレスや悩み、こころの病気について気軽に相談できるよう、「こころの健康相談」、発達相談、学校等訪問などの相談事業や、出前講座などを通してメンタルヘルスに関する啓蒙活動、各種講演などの充実を図り、こころの健康づくりに向けた施策の推進に努めます。
正しい理解の普及・啓発	精神保健に関する講座の開催や広報紙などによる情報提供などを通じて、こころの健康づくりに関する普及に努めるとともに、精神疾患や精神障がいのある人の社会復帰などに対する、住民の関心と理解を深めるための啓発に努めます。
精神保健福祉に関する関係機関連携の充実	精神疾患の早期発見・治療の促進や家庭内適応、社会適応・社会的自立を援助するため、町の専門相談機能の不足は、道立精神保健福祉センターや保健所などの専門機関との連携強化により補い、障がいのある人や家族に対する相談支援事業、各種教室などの充実努めます。

⑤ 難病患者等への支援

施策	取組の内容
難病患者等の相談支援体制の充実	保健所や医療機関、介護関係機関等との連携を深め、難病患者等の保健・医療・福祉に関する総合的な相談支援体制の整備に努めます。
難病患者等への情報の提供	難病患者がもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援が行えるよう、「北海道難病相談支援センター」の役割の紹介や指定難病などについての情報提供に努めます。
障がい福祉サービスの提供	障害者総合支援法の対象となる難病の方で、サービス利用が必要と認められた場合は、障害者手帳がなくても障がい福祉サービスが利用できることの周知啓発に努めます。

＜基本目標2＞ 社会参加に向けた自立を支えるまち



(1) 教育・療育の充実（学ぶ）

現状と課題

障がいのある子どもは、できるだけ早期に必要な治療と指導訓練を行い、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。そのため、身近な地域で必要な療育や相談・指導を行う支援体制の充実が求められています。

また、障がいの重複化、多様化も進んでいることから、地域の学校・認定こども園等と特別支援学校、療育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がい特性に配慮した教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達の支援に努める必要があります。

本町では、次のような取組みを進めています。

- 児童デイサービスセンターを設置し、北海道社会福祉事業団が指定管理により運営し、児童発達支援、放課後等デイサービスを行っています。また、子ども発達支援センターとして、町内の子どもとその保護者からの発達相談に対応しています。
- 別海町教育支援委員会では、就学等に関する相談内容を整理する「別海町サポート計画表」を策定し、町内共通の書式(情報等)に基づき就学相談を行っています。
- 町教育委員会では、就学基準に該当する障がいのある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当であると考えています。このことから、本人・保護者に対し十分な情報を提供しつつ、就学先の決定だけでなく、教育相談の機能をもった組織を編成し、可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を共有し活用する取組みを進めています。

今後も、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢への円滑な移行、学校教育など、年齢に応じ、地域で一貫して取り組む体制の充実を図ります。

① 療育・障がい児教育の充実

施策	取組の内容
認定こども園等における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実	障がいのある子どもに対する保育需要の動向に応じて、認定こども園等における保育士の加配を進めるとともに、施設・設備などの改善・充実、職員研修など、障がい児保育の実施に向けた体制づくりに努めます。
一貫性の確保	別海町教育委員会は、本人・保護者に対し十分な情報を提供しつつ、就学先の決定だけでなく、教育相談の機能をもった組織を編成し、可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を共有し活用していきます。また、就学等に関する相談内容を整理する「別海町サポート計画表」を別海町教育支援委員会で策定し、現在、町内共通の書式(情報等)に基づいて就学相談を行っており、より効果的に活用できる内容を検討し、改善を図ります。
特別支援教育の実施体制の充実	障がいのある児童生徒一人ひとりの状況や特性などに柔軟に対応し、適切な指導・支援を行う特別支援教育の実施にあたり、「別海町教育支援委員会」の機能を拡充し、介助員の配置や教職員の指導力向上、保護者等への情報の提供、設備・教材などの充実に努め、認定こども園等・小中学校における実施体制の充実に努めます。
個別の教育支援計画等の作成	障がいのある幼児児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応するという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な支援を行うことを目的とし、子どもを総合的に理解し、個々の課題を明らかにした「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、指導力の向上に努めます。
教員研修の充実	障がいの重度・重複化、発達障がいなど障がいの多様化に対応するため、指導主事や特別支援学校のコーディネーターによる研修会の開催、「校内研修プログラム」を積極的に活用した校内研修の充実などにより、教師の資質能力の向上を図ります。
軽度・中等度難聴児への支援	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児への補聴器の装用を促すことで、言語の習得や教育等における健全な育成を支援します。

② 障がいのある子どもの地域生活・家庭支援

施策	取組の内容
障害児支援利用計画の作成	障がいのある子どもの心身の状況、その置かれている環境、利用意向等を勘案し、「障害児支援利用計画(案)」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」を作成します。
障害児通所支援事業の充実	障がいのある子どもの療育を実施し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制を確保します。
保育所等訪問支援	認定こども園等を支援員が訪問し、障がいのある子どもに対して、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う保育所等訪問支援の提供体制を整備します。

③ 発達に不安のある子ども等への支援体制の確保

施策	取組の内容
早期発見から早期療育へ	発達障がいを早期に発見、発達支援を行うため、乳幼児健診で障がいの兆候をチェックし、保護者への相談に応じ療育機関等へとつなげ、障がいの軽減、社会適応能力の向上等を支援します。
地域療育体制の充実	子ども発達支援センターにおいて、療育が必要な児童とその保護者に対し、18歳(又は20歳)まで一貫した相談支援、情報提供、コーディネーターによる関係機関との連携、調整を実施します。
家族等への支援	医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が相互に連携し、発達に不安のある子どもの家族とその他の関係者に対し、相談、情報の提供、助言及び家族が互いに支えあうための活動の支援等に努めます。

(2) 雇用・就労の推進（働く）

現状と課題

障がいのある人が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現を可能にします。また、障がいのある人が社会から孤立することを回避し、社会のなかでの役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を併せもっています。

障がいのある人の雇用については、障がいの特性や状態に応じて多様な機会の確保が必要ですが、求人が少ないことや障がいの種類により職種が限定されること、通勤手段の問題などにより、民間企業における雇用はなかなか進んでいないのが実情です。

地方公共団体や一定規模以上の事業主などは、障がいのある人の法定雇用率の達成が求められます。障がいのある人の一般雇用は厳しい状況にありますが、町として民間事業者には、障がい者雇用に関する制度などの周知に努め、さらにハローワーク等の関係機関との連携により、雇用の拡大を目指していく必要があります。

このことから、就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

① 福祉的就労の場の確保

施策	取組の内容
福祉的就労の場の整備・充実	一般就労が困難な障がいのある人に対して、「就労継続支援事業B型（非雇用型）」等の利用を通じて、就労の機会や生産活動の場を提供します。
福祉的就労の場の機能強化	福祉的就労の場となるサービス事業所における販路拡大、販売体制の充実を支援します。
公的機関における委託業務の拡大	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労事業所等の受注機会の拡大を図ります。また、優先調達推進法の推進に向け、全庁的な体制構築を図り、取組みを進めます。

② 雇用・就労の促進

施策	取組の内容
障がい者雇用の普及と啓発	「障害者雇用支援月間(9月)」における普及・啓発活動や広報紙などを通じて、住民や町内の企業・事業所等に対する障がいのある人の雇用への理解と積極的な協力、職場環境づくりなどについての普及・啓発に努めます。
関連制度・施策の周知徹底	公共職業安定所や道などの関係機関と連携し、障害者法定雇用率制度や各種助成制度など、障がい者雇用に関わる制度・施策について、町内の企業・事業所等に対する周知徹底に努めます。
福祉的就労から一般就労への移行	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター「ぷれん」、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」などの関係機関と連携し、就労系サービスの利用を通じて、福祉的就労の場に通う障がいのある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進するとともに、就労支援関係機関による協力・支援体制づくりに努めます。
自立に向けた訓練等の支援	訓練系・就労系サービスを通じて、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練や、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練などの支援に努め、就労の促進を図ります。

(3) 社会参加の促進（楽しむ）

現状と課題	
<p>障がいの有無にかかわらず、生きがいやゆとりをもち、生き生きした生活を送るためには、余暇活動など「楽しむ」ことが必要です。</p> <p>障がいのある人が地域社会の一員として、自ら望む場所へ移動し、町内会活動や地域づくり活動、文化・サークル活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ自主的に参加するなど、自由に活動を行うことは、地域で暮らす障がいのある人の生活の幅を広げ、その質を高める重要な要素であり、これを実現するための仕組みづくりが強く求められています。</p> <p>その際に、障がいのある人を取り巻く社会的障壁をなくすことが必要であり、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通支援の充実を図る必要があります。</p> <p>本町は面積が広く、車での移動が必要不可欠ですが、車両や運転免許のない方、公共交通機関の利用にも支障のある方なども多く、移動支援は生活をしていくうえでの重要なサービスです。しかし、委託事業者の事情などにより、利用希望に対してサービス提供ができない状況もあります。</p> <p>このことから、障がいのある人のみならず、高齢者など移動に支援を必要とする人のため実現可能な移動手段について体制の整備に努めます。</p>	

① 移動・意思疎通に関する支援

施策	取組の内容
外出支援サービスの提供	行動援護や同行援護、移動支援事業、NPO法人など民間団体が実施する移送サービス(福祉有償運送)など、障がいのある人の移動を支援するための事業・サービスの望ましいあり方について検討を進めサービス提供体制の確保に努めます。
自動車運転免許取得・改造費への助成	障がいのある人の社会参加を図るため、自動車運転免許取得に要する経費及び自らが所有する自動車に改造の必要がある場合に要する改造経費の助成制度の充実を図ります。
障がい者等バス・ハイヤー共通利用券の交付	障がいのある人等に対して、バスとハイヤーどちらにも共通して使える利用券を交付することで、生活圏の拡大を図り、障がいのある人の社会参加の促進につなげます。
駐車場の適正利用	障がいのある人や、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など歩行が困難と認められる人が対象となる「優先駐車場」の適正利用を促進するために、住民に対する啓発活動や、パーキング・パーミット制度を検討します。

施策	取組の内容
移動手段の充実	利用者の乗降する際の負担を軽減し、安全で安心な外出を可能とするため、車いすのまま乗降可能なノンステップバスの整備や、路線バスが運行していない地区に居住している障がいのある人や高齢者を対象とした「通院等乗り合いハイヤー」等の充実に努めます。
手話通訳者の派遣及び手話奉仕員養成研修の実施	聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのある人が、社会生活を送るうえで意思疎通を円滑に行うことができるよう、関係団体に委託し、手話通訳者を派遣します。 また、手話通訳者の養成・確保は大きな課題であることから、手話奉仕員養成研修の実施に努めます。

② スポーツ・文化活動等の振興

施策	取組の内容
スポーツ活動等の振興	障がいのある人が、気軽にスポーツ活動に参加できるよう、障がいのある人の利用に配慮した体育施設・公園などの整備改善を図るとともに、広報による各種イベント・スポーツ大会への参加を促進します。
文化・芸術活動の振興	文化・芸術活動の振興に向けて、文化施設などのバリアフリー化に努めるとともに、障がいのある人が参加しやすい活動内容や発表の場の充実に努めます。

③ 社会参加の促進

施策	取組の内容
政策・方針検討の場への参画促進	障がいのある人の各種審議会や委員会など、政策・方針検討の場へ積極的に参画しやすい環境づくりに努めます。
選挙等における配慮	投票所における投票しやすい環境づくりと、投票事務従事者の投票支援や合理的配慮の周知に努めます。
障がい者団体の活動への支援	自発的活動支援事業により各障がい者団体・グループにおける自主的な活動を支援するとともに、関係団体への障がいのある人や家族の加入促進を図ります。
地域活動へ参加しやすい環境づくり	自治会などによる地域活動、社会福祉協議会などが進める地域福祉活動、各種協議会・研究会活動などへの障がいのある人の参画を促進するため、各種団体と連携しながら参加しやすい環境づくり、支援体制の充実などに努めます。
共生型事業の促進	NPO法人スワンの家が開設する共生型事業(障がいのある人、高齢者、子どもなどの交流の場)を活用し、障がいのある人の社会参加の促進及び地域住民との相互理解に努めます。

＜基本目標3＞共に支えあう共生のまち



(1) 啓発と交流の促進

現状と課題

本計画の基本理念である「障がいのある人もない人も 一人ひとりが輝く共生のまちの実現」のためには、住民が障がいのある人や障がいについて正しい知識を得て、理解を深めることが重要となります。しかし、地域における交流や支えあい、助けあいといった活動はまだまだ進んでいないのが実情です。

知的障がいのある人や精神障がいのある人に、どのように接していいかわからないといった状況もあり、また、発達障がいや高次脳機能障がい、内部障がいなど、一般にまだよく知られていない障がいなどもあり、その特性や必要な配慮などに関して、理解を進める必要があります。

障がいの有無に限らず、誰もが社会の構成員として、共に生き支えあう地域をつくるため、住民が障がいのある人や様々な障がいに関する正しい理解や認識を深めるため、きめ細やかな啓発・広報活動や、学校・社会教育の場における共生の教育、障がいのある人と障がいのない人が日常的に交流する機会の創出などを継続的に進めます。

また、障がいのある人本人や家族だけでは十分に問題が解決できず、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある場合に、地域において安心して尊厳のある生活が送れるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。

① 理解と交流の促進

施策	取組の内容
広報紙などを通じた啓発の推進	広報紙やパンフレット、ホームページなど多様な広報・情報媒体を活用し、障がいのある人に関する情報提供、啓発に努めます。
障害者週間やイベント開催時における啓発活動の推進	障がい者団体など関係団体と連携し、「障害者週間」(12月3日～9日)や各種イベント開催時において、障がい福祉をテーマとした啓発活動を推進します。
意識啓発の促進	理解促進研修・啓発事業として、映面上映会や講演会、シンポジウム等を実施し、地域住民の障がいへの理解促進に努めます。
町職員の福祉に対する意識の高揚	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を、町独自の職員対応要領やサポートブックを作成し周知しています。また、町職員の福祉に対する意識高揚に向け、継続した研修の実施等に努めます。

② 差別及び虐待防止のための取り組み

施策	取組の内容
障害者差別解消法に基づく取組みの推進	「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」、「環境の整備」など、障がい者差別の解消について、障がいのある人やその家族、関係機関と協議を重ねるとともに、法の周知に努め、住民や事業所の理解を深めます。
虐待の予防と早期発見	福祉課が「障がい者虐待防止センター」の役割を担い、相談、通報、届出の窓口として、虐待の早期発見に努めます。また、障がい者自立支援協議会において協議を行い、虐待を早期に発見し対応できる仕組みについて、関係機関との連携、ネットワークの構築に努めます。
要保護児童対策の推進	要保護児童対策地域協議会を核として、関係機関との連携、情報共有により、児童虐待防止対策のさらなる充実に努めます。

③ 権利擁護の推進

施策	取組の内容
権利擁護体制の整備	定期的に人権啓発の研修会を企画・実施し、障がいのある人の権利擁護に向けて、根室振興局、札幌法務局など、関係機関と連携・協力し、啓発活動の推進に努めます。
成年後見制度の普及と利用支援	判断能力が十分ではない人の権利を守る成年後見制度について、引き続きセミナーや相談会等を開催し、広く町民に制度の内容等が伝わるよう、中核機関と協力し、利用支援、普及啓発に努めます。
日常生活自立支援事業の推進	身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でない人を対象に社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の推進を図ります。

④ 福祉教育・福祉学習の推進

施策	取組の内容
町民に対する福祉学習の推進	町民に対し、生涯学習課の事業ふれあいトーク宅配講座などを通じて、障がいや障がいのある人に対する正しい認識・理解を得られるよう生涯学習の推進に努めます。また、テーマ等の追加により、講座の充実を図ります。
発達障がい、高次脳機能障がいのある人に関する啓発	障がい者団体など関係団体と連携し、「発達障害啓発週間」(4月2日～8日)において、発達障がいや高次脳機能障がいのある人についての啓発活動を推進します。
幼稚園・学校における福祉体験学習・人権教育の推進	次代を担う子どもたちの障がいのある人への理解を深めるため、幼稚園、小中学校における福祉体験学習や人権教育の推進、障がいのある人との交流機会の充実などに努めます。

(2) 地域福祉・安全対策の推進

現状と課題	
<p>障がいのある人が身近な地域で必要なサービスを利用して暮らせるよう、いかに地域で支えるかという点を視野に入れ、共生社会づくりを進めていくことが求められています。</p> <p>地域福祉活動の展開を通じて、身近な声かけ・相談をはじめ、障がいのある人やその家族の生活、社会参加を支えていくための様々な取組みを進めるとともに、障がいのある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取組みを進めるなど、住民団体との連携・協働の下に、多様な住民活動の促進が求められています。</p> <p>また、地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活空間のバリアフリー化、防犯・交通安全面での配慮などが欠かせません。</p> <p>このため、障がいのある人をはじめとするすべての人が快適に暮らせるよう、公共公益施設、道路、交通機関などの環境整備とともに地域防犯力の向上への取組み、犯罪発生情報の提供による障がいのある人の犯罪被害を防止する取組みが必要です。</p> <p>さらに、災害発生時に障がいのある人が円滑に避難でき、心身ともに安心して避難生活が送れるよう、様々な障がい特性への配慮が必要となります。</p> <p>地域の諸団体や関係機関と連携の下、体制の充実を図っていくとともに、地域をあげた防災・防犯対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。</p>	

① 地域における福祉活動の推進

施策	取組の内容
障がいのある人の地域活動などへの参加促進	民生委員児童委員やボランティア団体、NPO法人などの民間団体との連携を深め、障がいのある人の地域活動やイベントなどへの参加が促進されるよう継続的に呼びかけを実施します。
ボランティア活動への支援	ボランティア登録の周知をはじめ、ボランティアとボランティアを必要とする人の調整について、支援します。

② 地域生活の安心・安全の確保

施策	取組の内容
歩道・道路などの整備促進	歩道の設置や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、音声信号機・誘導装置の整備など、既存道路に関する国・道への要望や、緊急性・重要性を考慮した計画的な整備に努めます。
交通安全対策の充実	迷惑駐車や自転車の放置、はみだし看板など、道路や歩道上の移動の妨げとなるものをなくすため、住民や事業者などへの啓発や広報を通じて、安全な歩行空間の確保に努めます。
交通安全教室の実施	別海町交通安全協会、交通安全指導員、中標津警察署と連携して、交通安全教室を積極的に開催し、子どもから高齢者まで交通安全意識や交通マナーの向上など、交通安全に対する指導・啓発の充実を図ります。

施策	取組の内容
防犯対策の推進	障がいのある人が悪徳商法や詐欺等の被害に遭わないよう、消費者教育や啓発の充実を図るとともに、関係機関との連携により相談体制の充実に努めます。

③ 防災対策の推進

施策	取組の内容
地域における支援体制の確立	「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」に基づき、支援者の登録台帳・個別支援プラン・避難マップを整備し、各町内会及び民生委員児童委員の協力を得て、地域における災害時の支援ネットワークの整備を進めます。 今後も地域住民、民生委員児童委員及び各関連団体との情報交換の場を設け、災害時の避難支援等に係る体制の整備を進めます。
緊急時の受け入れ体制	高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、一般の避難所生活において、特別な配慮を必要とする方を受け入れる施設として、福祉避難所を維持するとともに、一般の避難所においても障がい者等が安心して過ごせるように合理的配慮に努める。
重度身体障がい者等緊急通報システムの設置	別海町高齢者等緊急通報システム運営事業により、ひとり暮らしの18歳以上の重度身体障がい者が、急な助けを必要とするときに、協力員・消防署の救助が得られる装置を設置します。
防災訓練等への当事者参加の推進	防災訓練時に、自主防災組織や関係機関と連携して、要配慮者の避難訓練や安否確認訓練を実施するとともに、要配慮者の訓練参加を呼びかけていく。
防火・防災に関する知識・技術の普及・啓発	障がいのある人、障がい者福祉施設、関係団体、自主防災組織などの関係者に対して、災害時に適切な行動がとれるよう、防火・防災教室や研修会を開催し、防火・防災に関する知識・技術の普及・啓発を図ります。

第5章

障がい福祉計画

第5章 障がい福祉計画

1 第7期障がい福祉計画の成果目標



障がいのある人の自立を支援・推進する観点から、国の基本指針に沿って、令和8年度における成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができることを目指し、令和8年度における成果目標を設定します。

【第6期計画期間の状況】

第6期障がい福祉計画の数値目標達成状況をみると、施設入所者の「地域生活移行者数」は、令和5年度末目標3人に対し、令和4年度末時点での実績は2人であり、達成率は66%となっています。また、施設入所者の削減は、令和4年度末時点の施設入所者数は41人であり、実績は0人、達成率は0%となっています。

項目	目標値	実績値	考え方
令和元年度末の入所者数 (A)	44 人	41 人	目標設定の基準値
令和5年度末の地域生活移行者数 (B)	3 人	2 人	令和元年度末施設入所者の6%以上 移行割合 (B/A)
	6.81%	4.54%	
令和5年度末の削減見込 (C)	1 人	3 人	令和元年度末の1.6%以上削減 削減割合 (C/A)
	2.27%	6.81%	

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- ・ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

■北海道の目標値

- ・ 地域移行者数：令和5年度末施設入所者数の2.5%
- ・ 施設入所者数：令和5年度末の約3.7%

<別海町の目標>

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数	41人	目標設定の基準値
令和8年度末の施設入所者数	39人	令和4年度末の5%以上削減
令和8年度末地域移行者数	3人	令和4年度末施設入所者の6%以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療(精神科医療・一般医療)、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すための目標を設定します。

【第6期計画期間の状況】

本町では、別海町障がい者自立支援協議会を協議の場としています。また、根室圏域では、北海道が実施する精神障がい者地域生活支援事業として設置される根室圏域地域生活移行支援協議会において協議を行っており、本町も協議会の構成員として参画していません。

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

■北海道の目標値

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標】

項目	R8 目標値	備考
入院後 3 か月時点の退院率	68.9%	令和 8 年度（2026 年度）における入院後 3 か月時点の退院率（R1 の退院率 62.2%）
入院後 6 か月時点の退院率	84.5%	令和 8 年度（2026 年度）における入院後 6 か月時点の退院率（R1 の退院率 77.1%）
入院後 1 年時点の退院率	91.0%	令和 8 年度（2026 年度）における入院後 1 年時点の退院率（R1 の退院率 85.2%）
精神病床から退院後の 1 年以内の地域における平均生活日数（地域平均生活日数）	330.1 日以上	令和 8 年度（2026 年度）の退院者における退院後 1 年時点の地域での平均生活日数（R1 の地域平均生活日数 330.1 日）
精神病床における 65 歳以上及び 65 歳未満の入院 1 年以上の長期入院患者数	65 歳以上 5,304 人以下 （現状以下） 65 歳未満 2,514 人以下 （現状以下）	令和 8 年度（2026 年度）末時点における入院後 1 年以上の 65 歳以上及び 65 歳未満の患者数 （R4 の長期入院患者数） 65 歳以上 6,786 人 65 歳未満 2,848 人
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	圏域 21 か所 市町村 179 か所	各障がい保健福祉圏域及び各市町村に設置

<別海町の目標>

別海町障がい者自立支援協議会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議を継続し、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、根室圏域地域生活移行支援協議会と連携し、また、北海道の施策とも連動しながら、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築の推進に努めます。

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心感を持って暮らすことができるよう、親元からの自立を希望する人を支援するための地域生活支援拠点を整備し、令和8年度における成果目標を設定します。

【第6期計画期間の状況】

本町では、障がいのある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、根室圏域(根室管内1市4町)で「地域生活支援拠点」を平成30年4月に整備しています。

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■北海道の目標値

- ・すべての市町村に整備し、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を行う。

<別海町の目標>

様々な支援を切れ目なく提供するための「地域生活支援拠点」である「あくせす根室」を中心として、サービス事業所との連携をさらに進め、障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域移行支援体制の推進を図っていきます。

また、運用状況の検証及び検討については、根室圏域(根室管内1市4町)の行政職員で構成される「根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会」において、年1回以上会議を行ないます。

※「地域生活支援拠点」とは

障がいのある人の高齢化・重度化や、「親亡き後」を見据え、次の機能を強化するため、「グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点」、または「地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制」により行うこととされております。

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ④専門性（人材確保・育成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、令和8年度における成果目標を設定します。

【第6期計画期間の状況】

本町の実情を踏まえた目標値の状況については、以下のとおりです。

項目	数値	考え方
【基準値】福祉施設から一般就労への移行者 (A)	1人	令和元年末において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【基準値】就労移行支援事業の利用者数 (B)	3人	令和元年末時点の就労移行支援事業の利用者数
【基準値】就労継続支援 A 型の就労移行支援事業利用者数 (C)	3人	令和元年末時点の就労継続支援 A 型
【基準値】就労継続支援 B 型の就労移行支援事業利用者数 (D)	—	令和元年末時点の就労継続支援 B 型

項目	目標値	実績値	考え方
【目標値】目標年度（令和5年度）の一般就労移行者数 (E)	2人	0人	令和5年度における施設から一般就労に移行した者の数
	2割7分増	—	(A×1.27) 以上
【目標値】目標年度（令和5年度）の就労移行支援事業利用者数 (F)	4人	1人	令和5年度における就労移行支援事業利用者数
	3割増	—	(B×1.3) 以上
【目標値】目標年度（令和5年度）の就労継続支援 A 型の事業利用者数 (F)	4人	1人	令和5年度における就労継続支援 A 型事業利用者数
	2割6分増	—	(C×1.26) 以上
【目標値】目標年度（令和5年度）の就労継続支援 B 型の事業利用者数 (F)	0人	1人	令和5年度における就労継続支援 B 型事業利用者数
	—	—	(D×1.23) 以上
【目標値】目標年度（令和5年度）に一般就労した人の就労定着支援利用者の割合	7割	—	就労サービス利用を経て一般就労をした人で就労定着支援利用者の割合
【目標値】就労定着支援事業所の令和元年度以降毎年度就労移行後の就労定着率（8割以上）	7割	—	就労定着支援後、1年毎の定着率を把握し、定着率が8割以上の事業所の割合

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- ・ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
- ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

■北海道の目標値

- ・ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍
(就労移行支援：1.31倍、就労継続支援A型1.29倍、就労継続支援B型1.28倍)
- ・ 就労支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業者：5割以上
- ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合：2割5分以上

<別海町の目標>

①一般就労移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度中の一般就労移行者数(A)	1人	目標設定の基準値
令和8年度中の一般就労移行者数(B)	2人	【目標値】 基準値(A)の1.28倍

②就労移行支援事業における一般就労移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数(A)	0人	目標設定の基準値
令和8年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数(B)	2人	【目標値】 基準値(A)の1.31倍

③就労継続支援A型事業における一般就労移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度の就労継続支援A型事業における一般就労移行者数（A）	0人	目標設定の基準値
令和8年度の就労継続支援A型事業における一般就労移行者数（B）	1人	【目標値】 基準値（A）の1.29倍

④就労継続支援B型事業における一般就労移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度の就労継続支援B型事業における一般就労移行者数（A）	0人	目標設定の基準値
令和8年度の就労継続支援B型事業における一般就労移行者数（B）	1人	【目標値】 基準値（A）の1.28倍

⑤就労定着支援事業における利用者数

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業における利用者数（A）	0人	目標設定の基準値
令和8年度の就労定着支援事業における利用者数（B）	1人	【目標値】 基準値（A）の1.41倍

(5) 相談支援体制の充実・強化等

第7期計画以降の相談支援体制を充実・強化をするため、国の基本指針に沿って、令和8年度における目標を設定します。

【第6期計画期間の状況】

項目	目標値	実績値	考え方
基幹相談支援センター設置の検討	共同設置	有	圏域で整備済み
地域の相談支援事業者に対する訪問による専門的な指導・助言件数	協議の検討	実施済み	圏域での検討
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	協議の検討	実施済み	圏域での検討
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	協議の検討	実施済み	圏域での検討

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

■北海道の目標値

- ・すべての市町村に設置し、市町村への支援及び主任相談支援専門員を養成する

<別海町の目標>

根室圏域(根室管内1市4町)では、これまで根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」が広域的な相談支援を担ってきました。このセンターを「基幹相談支援センター※」と位置付け、より専門的で高度な人材をそろえた相談支援体制の構築をし、相談支援の強化に努めます。

※基幹相談支援センターが担う内容とは

- 障がい者に対する総合的・専門的な相談支援
障がいの種別に応じた総合的な相談支援を行います。また対応が困難と判断されるケースにおいては、より専門的な相談支援を実施します。
- 地域移行・地域定着への取組み
障害者支援施設や精神病院と連携し、障がい者の地域生活への移行に向けた支援(住居の確保・新生活の準備等)を行います。また単身で生活する障がい者に対しては、夜間も含む常時連絡体制の確保や、緊急時の対応などの支援を実施します。
- 地域の相談支援体制の強化と取組み

相談支援事業者に対して専門的な指導や助言、人材育成のサポートなどを行います。
また地域内における関連機関の連携強化への取組みも行っていきます。

○障がい者の虐待防止・権利擁護

基幹相談支援センターは障害者虐待防止センターを兼ねることができ、家庭内または施設内での障がい者虐待に関する相談窓口として機能しています。また障がいによって判断能力が不十分な方に対しては、本人に代わって福祉サービスの利用契約や財産管理などを行う成年後見支援制度の利用実施をサポートします。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

都道府県及び市町村では、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築に向けての研修や自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組みや適正な運営を行っている事業所の把握を行います。

第7期計画以降、北海道が進めるこれらの取組みに係る体制の構築に連動していくため、国の基本指針に沿って、令和8年度における目標を設定します。

【第6期計画期間の状況】

項目	目標	実績	考え方
【令和5年度まで】 北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加	実施	実施	町内の事業所や関係自治体等と共有していきます。
【令和5年度まで】 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用する	実施	実施	町内の事業所や関係自治体等と共有していきます。

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

■北海道の目標値

- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制の継続

<別海町の目標>

北海道が行う研修会等への参加を職員や事業所等へ促しながら、障がい福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、給付費の適性化に向けて取組みます。

2 障がい福祉サービス等の推進



障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

自宅や外出先で介護や支援を受けるサービス等です。障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)の提供体制の充実と質の向上を継続していきます。

【サービスの内容】

事業名	サービスの概要	支給基準
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	障害支援区分及び介護者の有無等により15～75時間/月
重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。	区分4以上で介護者の有無等により80～210時間/月
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある人に、移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。	20時間/月
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難のある人に、行動する際に生じる可能性のある危険を回避するための、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	区分3～6で介護者の有無等により15～75時間/月
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護必要性が高い方(意思疎通に著しい困難があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態、知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難のある人)に、対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。	区分6 240～360時間

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【第6期計画の実績】

訪問系サービスでは、居宅介護の利用者が大半を占めています。また、同行援護に関しては、令和5年現在5人が利用している状況であり、重度障害者等包括支援は、町内には提供できる事業所がなく、町内外での利用者はいませんでした。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	40	38	41	36	43	35
	利用時間 (時間/月)	432	396	432	408	432	262

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

町内の各事業所(居宅介護3事業所、重度訪問介護3事業所、同行援護3事業所、行動援護1事業所)と連携しながらサービスの提供に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	48	48	48
	利用時間 (時間/月)	452	452	452

(2) 日中活動系サービス

施設等に通所し、昼間の活動を支援するサービスを行います。地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護)及び短期入所事業を充実させます。

また、就労移行支援や就労定着支援等の推進により、障がいのある人の就労への希望に沿った、地域での自立支援サポートに努めます。

【サービスの内容】

事業名	サービスの概要	支給基準
生活介護	常に介護を必要とする方に、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。	当該月の日数から8日を控除した日数
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	就労を希望する方に、一般企業等への移行に向けて事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	
就労継続支援 A型(雇用型)	一般就労が困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練や支援を行います。	
就労継続支援 B型(非雇用型)	一般就労や雇用契約に基づく就労が困難な方に、生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。	
就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労が定着できるよう企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。	
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	※施行期日(案) 令和7年10月1日
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	当該月の日数
短期入所 (ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	15日/月

①生活介護

【第6期計画の実績】

町内に1事業所(べつかい柏の実会)あります。利用者数の実績は、計画と同程度の利用者数となっています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	利用者数 (人)	53	51	53	49	53	49
	利用量 (人日/月)	1,166	1,065	1,166	1,002	1,166	1,007

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズに対応できるよう事業所等との協議を継続して行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数 (人)	51	51	51
	利用量 (人日/月)	1,122	1,122	1,122

②自立訓練

【第6期計画の実績】

町内に事業所がなく、町内外での利用者は0人でした。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

町内に事業所がなく、町外での利用者もいないことから、利用者は見込んでいません。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数 (人)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0

③就労移行支援

【第6期計画の実績】

町内の1事業所(べつかい柏の実会)で実施しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労移行支援	利用者数 (人)	4	1	4	2	4	1
	利用量 (人日/月)	100	78	100	20	100	13

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズに対応できるよう事業所等と連携し、実施していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数 (人)	2	2	2
	利用量 (人日/月)	40	40	40

④就労継続支援 A 型

【第6期計画の実績】

町内には、A型(雇用型)の事業所がなく、実績については近隣市町の事業所を利用している数値となっています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労継続支援 A 型	利用者数 (人)	7	6	7	5	7	5
	利用量 (人日/月)	140	88	140	77	140	91

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

今後も近隣市町の事業所と連携し、実施していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 A 型	利用者数 (人)	7	7	7
	利用量 (人日/月)	140	140	140

⑤就労継続支援 B 型

【第6期計画の実績】

町内に2事業所(べつかい柏の実会、スワンの家)あり、利用者の社会生活の拠点となっている。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労継続支援 B 型	利用者数 (人)	54	49	56	51	58	49
	利用量 (人日/月)	1,080	906	1,120	905	1,160	947

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度10月末実績

【第7期計画の見込】

今後も町内の事業所と連携し、実施していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 B 型	利用者数 (人)	54	54	54
	利用量 (人日/月)	1,080	1,080	1,080

⑥就労定着支援

【第6期計画の実績】

町内に事業所がなく、町内外の利用者は0人となっています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労定着支援	利用者数 (人)	1	0	1	0	1	0

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

制度の周知とともに、今後も近隣市町の事業所と連携し、実施していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数 (人)	1	1	1

⑦就労選択支援

【第7期計画の見込】

令和7年10月1日から新たに創設されるサービスです。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用者数 (人)		0	1

⑧療養介護

【第6期計画の実績】

町内には事業所がなく、道内の事業所(病院に併設される重度心身障がい者病棟等)を利用しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
療養介護	利用者数 (人)	7	7	7	7	7	7

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

今後も道内の事業所と連携し、実施していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数 (人)	7	7	7

⑨短期入所

【第6期計画の実績】

現在、町内の1事業所(べつかい柏の実会)で実施しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
短期入所	利用者数 (人)	7	9	7	12	7	11
	利用量 (人日/月)	10	13	10	2	10	22

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズに対応できるよう事業所等と協議を行いながら、実施していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	利用者数 (人)	10	10	10
	利用量 (人日/月)	20	20	20

(3) 居住系サービス

入所施設等の住まいの場におけるサービスを行います。施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの内容】

事業名	サービスの概要	支給基準
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。	当該月の日数
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。また、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	

①自立生活援助

【第6期計画の実績】

町内に事業所はなく利用者は0人でした。また、利用希望者はいませんでした。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	利用者数 (人)	1	0	1	0	1	0

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズや希望に沿った対応ができるよう事業所等との連携を継続していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (人)	1	1	1
うち精神障がいのある人における自立生活援助対象見込み	利用者数 (人)	1	1	1

②共同生活援助

【第6期計画の実績】

町内に4事業所(べつかい柏の実会)があり、計画と同程度の利用者数となっています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助	利用者数 (人)	44	43	44	44	44	44

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

国の指針で示されている施設入所者からの地域生活の移行や地域生活支援拠点事業により、今後更にニーズが高まることから、継続してグループホームの整備に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	利用者数 (人)	45	45	45

③施設入所支援

【第6期計画の実績】

町内に1か所施設(べつかい柏の実会)があり、町内外から入所の希望があります。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設入所支援	利用者数 (人)	44	43	44	41	44	39

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

国の指針では、施設入所者数を減らしグループホームや在宅での地域生活移行を推進していますが、一方で、施設入所の支援を受けなければ生活できない利用者もいることから、利用者の実情に沿ったサービスを継続しながら、事業継続を図っていきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数 (人)	40	40	40

(4) 相談支援

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの内容】

事業名	サービスの概要
計画相談支援	福祉サービスなどを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、「サービス等利用計画（案）」を作成します。また、支給決定が行われた後に関係者との連絡調整を行い「サービス等利用計画」を作成します。
地域移行支援	施設入所中または精神病院入院中の障がいのある人に、住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に、当該障がいのある人との常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

①計画相談支援

【第6期計画の実績】

別海町を対象としている相談支援事業所は根室管内に2事業所（相談室一ふ、あくせす根室）があり、計画相談支援を実施しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	実利用者数 (人)	160	154	160	152	160	151

※令和3年度・令和4年度は年間実利用者数、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

気軽に相談できるよう相談場所や連絡先等の周知を継続し、体制の強化に努めます。また、相談支援事業者と連携を図り、適切な利用計画が提供できるよう、相談支援体制の充実に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	160	160	160

②地域移行支援・地域定着支援

【第6期計画の実績】

町内には指定一般相談支援事業所はありませんが、別海町を対象とする指定一般相談支援事業所は1事業所(あくせす根室)あります。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域移行支援	実利用者数 (人)	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	実利用者数 (人)	1	0	1	0	1	1

※令和3年度・令和4年度は年間実利用者数、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

地域生活に必要なグループホームの整備や一般就労、就労継続支援(A型)及び就労継続支援(B型)などとの連携体制を強化し、障がいのある人の希望に沿った地域生活が送れるように努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	実利用者数 (人)	1	1	1
うち精神障がいのある人の見込み	実利用者数 (人)	1	1	1
地域定着支援	実利用者数 (人)	1	1	1
うち精神障がいのある人の見込み	実利用者数 (人)	1	1	1

3 地域生活支援事業の推進



地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

本町では、理解促進研修・啓発事業をはじめとする13の事業の実施又は検討する計画とします。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」を無くすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第6期計画の実績】

地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるためイベントを開催しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【第7期計画の見込】

継続して地域住民に対し広く周知し、障がいについての理解促進に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【第6期計画の実績】

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【第7期計画の見込】

今後も継続して事業の実施に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」を無くすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

①障害者相談支援事業

障がいのある人や障がいのある子どもの保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【第6期計画の実績】

本町では、役場相談窓口の担当として、専門職(社会福祉士等)やピアカウンセラーを配置し対応しています。また、障がい者自立支援協議会を年1～2回開催し、地域課題の把握等に取り組んでいます。さらに、社会福祉法人2か所(べつかい柏の実会、北海道社会福祉事業団)に相談支援事業を委託し、利用者に沿った相談支援に努めています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3

【第7期計画の見込】

今後も継続して事業の実施に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【第6期計画の実績】

相談支援事業所等(相談室る一ぷ、あくせす根室)に、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、専門的な相談や困難事例への対応を行っています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【第7期計画の見込】

今後も継続して事業の実施に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

【第6期計画の実績】

住宅入居等支援事業は実施していませんが、障害者相談支援事業の中で、関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく「なかしべつ生活サポートセンターよりそい」と連携し対応しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【第7期計画の見込】

今後も「なかしべつ生活サポートセンターよりそい」との連携により対応していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用している、又は利用しようとする知的障がいのある方と精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

【第6期計画の実績】

本町では高齢者と併せて事業を実施していますが、障がいのある方の利用者はありませんでした。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実利用者数	3	0	3	0	3	0

【第7期計画の見込】

成年後見制度の必要性が高まることが見込まれるため、地域で暮らす障がいのある人の権利擁護が図れるよう、町の中核機関である「べつかい安心サポートセンター(別海町社会福祉協議会)」と連携し対応していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
	実利用者数	3	3	3

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第6期計画の実績】

別海町社会福祉協議会が自主的に法人後見活動を実施しており、本事業の実施はありませんでした。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【第7期計画の見込】

今後、法人後見の実施を予定している団体等からの要望や、市民後見人の養成等の動向をみながら必要に応じて事業実施を検討します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。【町基準(利用限度):年間 53 時間以内】

【第6期計画の実績】

「北海道ろうあ連盟」に手話通訳者等の派遣を委託し事業を実施しています。要約筆記者については、派遣を担える団体がいないため、実施は困難な状況です。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話通訳者派遣事業	実利用者数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置数	0	0	0	0	0	0

※令和3年度・令和4年度は年間実利用者数、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

今後も手話を一つの「言語」ととらえ、日常生活を送る上で意思疎通の円滑化を図れるよう、「北海道ろうあ連盟」に手話通訳者等の派遣を委託し事業を実施していきます。また、要約筆記者については、要望に対応できる体制整備ができるように努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置数	0	0	0

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人や子どもを対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

【第6期計画の実績】

日常生活用具は、概ね計画どおり給付しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
介護・訓練支援用具 用具例) 特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッドなど	件数	1	0	1	1	1	0
自立生活支援用具 用具例) 歩行支援用具(歩行器等)など	件数	1	3	1	4	1	1
在宅療養等支援用具 用具例) 電気式たん吸引器、盲人用音声体温計など	件数	2	1	2	1	2	0
情報・意志疎通支援用具 用具例) 人工咽頭、ワンセグラジオ、点字器など	件数	1	1	1	0	1	3
排泄管理支援用具 用具例) ストマ装具(蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ)など	件数	500	495	500	494	500	508
居宅生活動作補助用具 用具例) 住宅改修など	件数	1	0	1	0	1	0

※令和3年度・令和4年度は年間利用件数、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

今後も利用者のニーズの把握に努め、事業の充実を継続していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1
自立生活支援用具	件数	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	2	2	2
情報・意志疎通支援用具	件数	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	500	500	500
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい等のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を行います。

【第6期計画の実績】

令和5年度から北海道ろうあ連盟に委託し実施しています。令和5年度は手話奉仕員養成講座（入門課程）を開催し、8人が修了しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	3	0	5	8

【第7期計画の見込】

今後も、継続した事業の実施に努めていきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	8	10	10

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた障がいのある人や、障がいのある子どもを対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。【町基準(利用限度):月20時間以内】

【第6期計画の実績】

利用者数、延べ利用時間ともに減少しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
移動支援事業	支給決定者数	40	27	40	28	40	27
	延べ利用時間	900	688	900	665	900	425

※支給決定者数の令和3年度・令和4年度は年間実績、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズや事業者の実態把握に努め、個人で利用する個別支援型、複数人で利用できるグループ支援型の取組みを継続し、状況に応じた事業の実施ができるよう努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	支給 決定者数	30	30	30
	延べ 利用時間	700	700	700

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。【町基準(利用限度):週5日以内】

【第6期計画の実績】

町内の NPO 法人(スワンの家)に委託し実施しています。障がいによって閉じこもりがちになっている方や、日中の居場所がない方等に気軽に通ってもらうことで、外出や他者とのコミュニケーションをとる機会となり、社会参加や地域交流の促進につながる重要な事業となっています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センター 事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	23	20	23	20	23	21

※令和3年度・令和4年度の実利用者数は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズや事業者の利用実態把握に努め、状況に応じた事業の実施ができるよう継続していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター 事業	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数	23	23	23

(11) 日中一時支援事業

在宅の障がいのある人等を日常的に介護する家族等の一時的な負担軽減を図るため、日中において、障がいのある人等に活動の場を提供し、介護や見守り等の必要な支援を行います。【町基準(利用限度):月 53 時間以内】

【第6期計画の実績】

町内の2事業所(べつかい柏の実会、ヒューマンハーバー別海)に委託して、実施しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日中一時支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	3	4	3	5	3	7

※令和3年度・令和4年度は年間実利用者数、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズや事業者の利用実態把握に努め、状況に応じた事業の実施ができるよう努めていきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施箇所数	2	2	2
	実利用者数	5	5	5

(12) 生活サポート事業

障がいのある人等に対し、日常生活に関する支援、家事に対する援助などを行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれがある場合に、ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、必要な支援を行います。【町基準(利用限度):週 2 回、1 回 1 時間以内】

【第6期計画の実績】

町内の居宅介護事業所3か所(ほほえみ、すずらん、道東あさひ)に委託して実施しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活サポート事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
	実利用者数	2	2	2	1	2	2

※令和3年度・令和4年度は年間実利用者数、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

今後も状況に応じたサービスを提供していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業	実施箇所数	3	3	3
	実利用者数	2	2	2

(13) 訪問入浴サービス事業

在宅の重度の身体障がいのある人等で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な方に対し、自宅に訪問し入浴のサービスを行います。【町基準(利用限度):週2回、以内】

【第6期計画の実績】

町内1事業所(別海町社会福祉協議会)に委託して実施していますが、利用者は0人です。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	2	0	2	0	1	0

※令和3年度・令和4年度は年間実利用者数、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

今後も利用者のニーズや事業者での利用実態把握に努め、状況に応じた事業の実施ができるよう努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数	1	1	1

第6章

障がい児福祉計画

第6章 障がい児福祉計画

1 第3期障がい児福祉計画の成果目標



障がいのある子どもへの支援の強化を進めるため、国の基本指針に沿って、令和8年度における成果目標を設定します。

【第6期計画期間の状況】

本町では、医療的ケア児支援の協議の場を、別海町障がい者自立支援協議会としています。また、医療ケア児等コーディネーターは令和4年度に1名配置しています。

障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績値	考え方
【令和5年度まで】 児童発達支援センターの設置	1か所	未設置	北海道の計画とともに、市町村単独での設置が困難な場合には、根室圏域での設置を検討する。
【令和5年度まで】 保育所等訪問支援の体制構築	構築	未構築	北海道の計画とともに、釧路・根室圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することを検討する。
【令和5年度まで】 児童発達支援事業所（重症心身障害児）	1か所	1か所	設置済み（設置事業所で重症心身障害児の受入れ可）
【令和5年度までに】 放課後等デイサービス事業所（重症心身障害児）	2か所	3か所	設置済み（設置事業所で重症心身障害児の受入れ可）
【令和5年度まで】 医療的ケア児支援の協議の場	設置	設置	整備済み
【令和5年度まで】 医療的ケア児等コーディネーターの配置数	1人	1人	北海道の計画とともに、釧路・根室圏域での配置も含め検討する。

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

■北海道の目標

- ・ 児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置数：障がい保健福祉圏域に1か所以上整備
- ・ 保育所等訪問支援事業所数：障がい保健福祉圏域に1か所以上整備
- ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数：障がい保健福祉圏域に1か所以上整備
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置：市町村 123か所
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置：市町村 125か所

<別海町の目標>

項目	数値	考え方
【令和8年度まで】 児童発達支援センターの設置	1か所	町単独設置を検討し、困難な場合には、根室圏域での設置を検討する。
【令和8年度まで】 保育所等訪問支援の体制構築	構築	町単独構築を検討し、困難な場合には、根室圏域での設置を検討する。
【令和8年度まで】 児童発達支援事業所 (重症心身障害児)	2か所	設置済み（設置事業所で重症心身障害児の受入れ可）
【令和8年度までに】 放課後等デイサービス事業所 (重症心身障害児)	3か所	設置済み（設置事業所で重症心身障害児の受入れ可）
【令和8年度まで】 医療的ケア児支援の協議の場	設置	整備済み
【令和8年度まで】 医療的ケア児等コーディネーターの配置数	1人	配置済み



2 障がい児支援の推進

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「第7期北海道障がい福祉計画」との連動や「別海町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ちながら、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保していきます。

(1) 障害児通所支援

【サービスの内容】

事業名	サービスの概要	支給基準
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	当該月の日数から8日を控除した日数
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。	
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	

①児童発達支援(児童発達支援センター以外)

【第6期計画の実績】

児童発達支援事業所2か所(別海町、nanmo)で実施しています。令和5年6月から新規事業所が開所したため、利用者が増加しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援(児童発達支援センター以外)	利用者数(人)	46	47	46	32	46	47
	利用量(人日/月)	115	97	115	86	115	79

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズに対応できるよう事業所等と連携し、実施していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援(児童発達支援センター以外)	利用者数(人)	50	50	50
	利用量(人日/月)	100	100	100

②放課後等デイサービス

【第6期計画の実績】

放課後等デイサービス事業所3か所(別海町、ヒューマンハーバー別海、nanmo)で実施しています。令和5年6月利用者から新規事業所が開所したため、利用者数が増加しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
放課後等デイサービス	利用者数(人)	26	30	26	26	26	38
	利用量(人日/月)	230	233	230	234	230	329

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズに対応できるよう事業所等と連携し、実施していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用者数 (人)	40	40	40
	利用量 (人日/月)	350	350	350

④居宅訪問型児童発達支援

【第6期計画の実績】

町内に事業所はなく、利用者は0人でした。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズの把握及び対応できる体制整備に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0

⑤保育所等訪問支援

【第6期計画の実績】

町内に事業所はなく、利用者は0人でした。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
保育所等訪問支援	利用者数 (人)	0	0	0	0	1	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0	0	10	0

※令和3年度・令和4年度の実績は3月末、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

保育所等訪問支援が提供できる体制整備に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用者数 (人)	1	1	1
	利用量 (人日/月)	10	10	10

(2) 障害児相談支援

【サービスの内容】

事業名	サービスの概要
障害児相談支援	障がいのある子どもの心身の状況、その置かれている環境、当該障がいのある子どもまたはその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、「障害児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」を作成します。

【第6期計画の実績】

別海町を対象としている障害児相談支援事業所は根室管内に2事業所(相談室るーぷ、あくせす根室)があり、障害児相談支援を実施しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害児相談支援	実利用者数 (人)	72	77	72	58	72	83

※令和3年度・令和4年度は年間実利用者数、令和5年度は10月末実績

【第7期計画の見込】

利用者のニーズに対応できるよう事業所等と連携し、実施していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実利用者数 (人)	100	100	100

第7章

計画の推進にむけて

第7章 計画の推進にむけて

1 計画の推進体制



本計画の確実な推進を図るために、北海道や関係行政機関、社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換やこれらの団体の協力を求めながら、計画推進を図ります。

2 計画の普及・啓発



本計画の理念を実現するためには、町民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくことが重要であることから、広報紙、ホームページ等による周知を図り、本計画の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人についての正しい理解の啓発を行います。

3 庁内推進体制の強化



障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など多くの分野にまたがっています。計画の着実かつ効果的な推進を図るため、担当課が中心となり、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関等の相互協力の下、本計画の推進を図ります。

4 広範囲な連携強化



障がい者施策を推進するため、役場と関係機関・団体、民間企業、町民、ボランティアなどが連携し、それぞれの立場で自主的に地域福祉活動に参加するよう働きかけます。

また、施策や事業内容によっては、近隣市町村との連携を図り、国や道への要望活動を実施します。

5 人材の確保・質の向上



(1) 専門職員の確保

障がいのある人が安心して生活を営むことができるよう、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。町における人材の確保、職員への研修参加促進の他、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう情報交換、協力及び支援を行う等、連携して取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

(3) 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上について

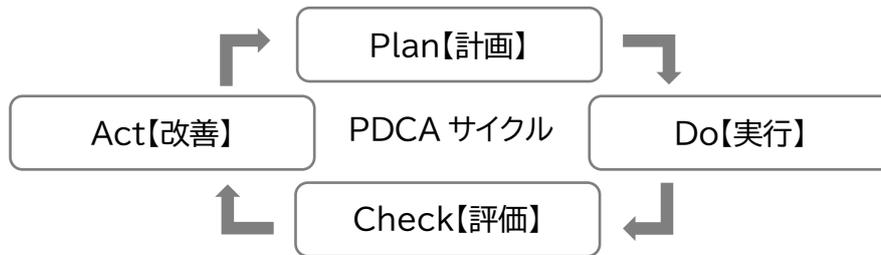
サービスの利用相談や相談支援専門員、サービス管理責任者などの専門性をもった人材の養成については、北海道で計画されている施策と連動して、サービスの提供に直接必要な人材の確保・養成に努めます。

また、適切で良質なサービス提供に努められるよう、北海道での研修参加促進を職員や事業所等へ促しながら、さらに、請求の過誤を無くすための取組みや適正な運営を行っている事業所の把握もしながら、障がい福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上に努めます。

6 計画の進行管理



本計画を推進するにあたっての問題点の協議、及び毎年度の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方にに基づき管理します。



計画	国の基本指針に即して、成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込み量の設定やその他確保方策等を定めます。
実行	計画の内容を踏まえ、事業を実施します。
評価	成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行います。
改善	中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認められるときは、計画の見直し等を実施します。

資料編

資料編

1 障がい福祉サービス事業所等一覧表

■障がい福祉サービス（令和6年3月現在）

サービスの種類	
事業所名	住所
居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護	
社会福祉法人別海町社会福祉協議会 介護サポートセンターほほえみ	別海常盤町 246 番地 24
道東あさひ農業協同組合 JA道東あさひ介護事業所	西春別駅前曙町 9 番地 3
別海厚生企業組合 ホームヘルプステーションすずらん	別海鶴舞町 6 番地 45
同行援護	
社会福祉法人別海町社会福祉協議会 介護サポートセンターほほえみ	別海常盤町 246 番地 24
道東あさひ農業協同組合 JA道東あさひ介護事業所	西春別駅前曙町 9 番地 3
別海厚生企業組合 ホームヘルプステーションすずらん	別海鶴舞町 6 番地 45
行動援護	
道東あさひ農業協同組合 JA道東あさひ介護事業所	西春別駅前曙町 9 番地 3
短期入所(ショートステイ)	
社会福祉法人べつかい柏の実会 短期入所柏の実学園	別海 97 番地 9
生活介護	
社会福祉法人べつかい柏の実会 生活支援事業所ライフサポートかしのみ	別海 97 番地 9
施設入所支援	
社会福祉法人べつかい柏の実会 障害者支援施設柏の実学園	別海 97 番地 9
就労移行支援	
社会福祉法人べつかい柏の実会 就労支援センターワークス・オーク	別海 97 番地 9
就労継続支援 B 型	
特定非営利活動法人スワンの家 スワン工房	別海常盤町 292 番地 10
社会福祉法人べつかい柏の実会 就労支援センターワークス・オーク	別海 97 番地 9
共同生活援助(グループホーム)	
社会福祉法人べつかい柏の実会 グループホームさくらホーム(1階)	別海宮舞町 189 番地 7
社会福祉法人べつかい柏の実会 グループホームさくらB(2階)	
社会福祉法人べつかい柏の実会 グループホームひまわり	別海旭町 416 番地
社会福祉法人べつかい柏の実会 グループホームこすもす	別海旭町 422 番地
サービス等利用計画・障害児支援利用計画	
社会福祉法人べつかい柏の実会 相談室るーぷ	別海宮舞町 256 番地
社会福祉法人北海道社会福祉事業団 根室圏域障がい者総合相談支援センターあくせす根室	中標津町東 4 条南 4 丁目 7
地域移行支援・地域定着支援	
社会福祉法人北海道社会福祉事業団 根室圏域障がい者総合相談支援センターあくせす根室	中標津町東 4 条南 4 丁目 7
児童発達支援	
別海町児童デイサービスセンター	別海常盤町 280 番地
合同会社 nanmo 児童発達支援・放課後等デイサービス みっかな	上春別栄町 11 番地
放課後等デイサービス	
別海町児童デイサービスセンター	別海常盤町 280 番地
一般社団法人ヒューマンハーバー別海 こども広場ひかり	別海 220 番地 19
合同会社 nanmo 児童発達支援・放課後等デイサービス みっかな	上春別栄町 11 番地

■地域生活支援事業委託事業所（令和6年3月現在）

サービスの種類	
法人名	住所
相談支援事業	
役場福祉課 社会・障がい福祉担当	別海常盤町 280 番地
社会福祉法人べつかい柏の実会(相談室るーぶ)	別海宮舞町 256 番地
社会福祉法人北海道社会福祉事業団(あくせす根室)	中標津町東 4 条南 4 丁目 7
意思疎通支援事業	
公益社団法人北海道ろうあ連盟	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
地域活動支援センター事業	
特定非営利活動法人スワンの家	別海常盤町 292 番地 10
日常生活用具給付等事業	
各指定事業所(役場福祉課へお問い合わせください。)	—
移動支援	
社会福祉法人別海町社会福祉協議会	別海旭町 149 番地 1
道東あさひ農業協同組合	西春別駅前曙町 9 番地 3
別海厚生企業組合	別海鶴舞町 6 番地 45
その他町外事業所(役場福祉課へお問い合わせください。)	—
日中一時支援事業	
社会福祉法人べつかい柏の実会	別海 97 番地 9
一般社団法人ヒューマンハーバー別海	別海 220 番地 19
生活サポート事業	
社会福祉法人別海町社会福祉協議会	別海旭町 149 番地 1
道東あさひ農業協同組合	西春別駅前曙町 9 番地 3
別海厚生企業組合	別海鶴舞町 6 番地 45
訪問入浴サービス事業	
社会福祉法人別海町社会福祉協議会	別海旭町 149 番地 1

2 別海町障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会設置規則

別海町障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会設置規則

平成 20 年 5 月 16 日別海町規則第 18 号

改正

平成 23 年 3 月 25 日別海町規則第 6 号

平成 25 年 3 月 31 日別海町規則第 12 号

平成 28 年 7 月 1 日別海町規則第 27 号

令和 5 年 9 月 29 日別海町規則第 29 号

別海町障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会設置規則

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく別海町障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく別海町障がい福祉計画並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づく別海町障がい児福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）の策定にあたり、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、別海町障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び審議をする。

- (1) 障がい者計画等の基本的な考え方並びに盛り込むべき課題及び施策
- (2) その他障がい者計画等の策定に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別海町障がい者自立支援協議会設置規則（平成 20 年別海町規則第 13 号。以下「協議会設置規則」という。）第 3 条の規定により委嘱された委員をもって構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、協議会設置規則第 4 条に規定する別海町障がい者自立支援協議会委員の任期とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、協議会設置規則第 5 条の規定により選出された会長を委員長に、副会長を副委員長に充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年別海村条例第43号)の規定により支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日別海町規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月31日別海町規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月1日別海町規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月29日別海町規則第29号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

3 別海町障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

区分	所属及び職名	氏名	備考
障がい福祉サービス事業者	別海厚生企業組合 障がい者総合支援管理者	サトウ ユミ 佐藤 由実	
	別海町児童デイサービスセンター 事業所長	タケイチ アツコ 武市 敦子	
	社会福祉法人 ベつかい柏の実会 地域支援課長	ナカタ ユキ 中田 優季	
	特定非営利活動法人 スワンの家 理事	ノヤ アキコ 野矢 昌子	
	社会福祉法人 別海町社会福祉協議会 事務局長	マコチ サトシ 麻郷地 聡	
保健・医療機関関係者	別海町民保健センター 主査	サエキ ユウジ 佐伯 祐司	
	町立別海病院 看護部長	タケナカ ミホ 竹中 美穂	
教育・雇用機関関係者	別海町商工会女性部 部長	クラサワ クミコ 倉澤 久美子	
	別海町教育支援委員会 指導参事	キッコウジ カツキ 吉光寺 勝己	
学識経験者	根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」 地域づくりコーディネーター	ハマオ ユウキ 浜尾 勇貴	
障がい者団体関係者	精神障がい者を持つ家族の会 「ねっとわーくしるべ」 代表	ナガノ タカヒロ 永野 孝浩	副委員長
	別海町手をつなぐ親の会 会長	ヤマダ シホコ 山田 志保子	委員長
民生委員児童委員	別海町民生委員児童委員協議会 障がい者部会長	スガタ セツコ 菅田 節子	



別海町障がい者計画（第4期）
（令和6年度～令和11年度）
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
（令和6年度～令和8年度）

発行 令和6年3月
編集・発行 別海町役場 福祉部 福祉課
〒086-0205
別海町別海常盤町 280 番地
TEL 0153-74-9641（担当直通）

